

第七十一回国会 参議院大蔵委員会会議録第十六号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)
午前十時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理事 嶋崎 均君
土屋 義彦君
野々山 一三君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員 青木 一男君
河本 嘉久蔵君
柴田 栄君
津島 文治君
中西 一郎君
松垣 徳太郎君
船田 譲君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
成瀬 幡治君
山崎 昇君
渡辺 武君
野末 和彦君
愛知 揆一君

国務大臣 大蔵 大臣

政府委員

大蔵 政務次官 山本 敏三郎君
大蔵 大臣官房 大倉 眞隆君
大蔵 省主計局次 吉瀬 維茂君
大蔵 省主税局長 高木 文雄君
大蔵 省銀行局長 吉田 太郎一君

事務局側 国税庁 次長 江口 健司君
常任委員会専門 員 杉本 金馬君

説明員

建設省計画局宅 地部宅地政策課 川上 幸郎君
自治省税務局府 山崎 英顯君
県税課長

本日の会議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○山崎昇君 去年の予算あるいはことしの予算等、大蔵省はたいへんうまいこと合をわけておられます。たとえば、世直し予算であるとか、あるいはいい世になれとか、四十八年度の予算で言えば、いい世に走れとか、野党の意見をほとんど退けて、あるいは野党共通して提出した修正案等も退けて、大蔵省は原案に固執をするわけでありますが、いずれも、いま、ごろ合わせとして、申し上げたような予算案をつくってずっと運営をしてまいりました。

そこで、まず、第一に、私は、大蔵大臣に聞きたいんですが、あなた方が命名したこの予算案で、一体世直しができたかどうか、いい世になったかどうか、あるいは四十八年度の予算なら、いい世に走るかどうか、素朴に私は疑問を持っておるんですが、まず、この点から大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまは四月の十七日でございます。四月の十二日から本格的に四十八年度予算が成立して走り出したわけでございます。私は、四十八年度予算というものは、これからはそのメリットを發揮すると、政府としては、いい世に走ろうにこの予算の運営、これに關連する諸般の政策の實行によつていい世に走ることと期待して、かつ、実行に努力をしようとしておるところ、始まったばかりでございます。

○山崎昇君 四十八年度予算は、なるほど始まったばかりです。しかし、一九七〇年になってから、いま申し上げたように、世直し予算だとか、いい世になれだとか、あなた方がかつてなごころ合わせをして運営してきたわけです。そういう意味でいうと、四十八年度予算はなるほどこれからですから、あなた方はいろいろな運営をするでしょう。今日まであなた方がきめた予算案でどれだけ、じゃ、世の中がよくなったのか、どういう事態が招来しているのか、もう一べん四十六年度、七年度予算に關連してあなた方の姿勢というものを聞いておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 四十六年度、四十七年度の予算もそれなりの私はメリットを發揮してきていると思ひます。同時に、たとえば、物価問題というような問題は、当面の大問題であり、そして、あるいは投機というようなことが大いに行なわれた。そういうような実情の上に立つて、これからどうしたら最善であるかということをお四十八年度について考えておることはもう申すまでもないところでございます。

○山崎昇君 いま大臣は物価の話を出されました。きょうはほとんどの組合が統一ストライキに立ち上がった。主として年金のストライキにいまなっているわけです。しかし、今日まで日本が敗戦以来これだけのストライキになったことは、二・一ストライキ以降ないです。そして、いまの世の中はど国民から不満が述べられている時代もない。その証拠には、各種の選挙をやれば、自民党が退潮してくる。いま、七月に予定される都議選でも、あなた方自身のほうが危機感を感じているという報道すらある。そういうことを考えますと、いまあなたは、たいへんそれなりのメリットがあつたと、しかし、デメリットのほうが多いのではないだろうか。何にも世の中よくなつていない。むしろ物価は急騰する、あるいは公害はどんどんふえる、あるいは実質的な国民の生活というのは切り下がつていく、そういうものになっているんじゃないだろうか。そういうものを正式にあなた方認めて、これから四十八年度の予算運営なさるんだと、私は思う。しかし、すでにこの予算案が成立した直後に、公共事業費等については一部繰り延べをやるのか、さまたげなことがもう言われているではないですか。そういう意味で言うなら、あなた方がどんなにうまいこと合をわけていようと、いまの財政で世の中がよくなつていない。むしろ全体的に言うならば悪化しているんじゃないだろうか。そう、私も思うんですが、重ねてあなたの見解を聞いておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 重ねて申し上げますが、過去の予算においても私はメリットはそれなりにあると思ひます。それから、現に物価の問題についても、予算のいよいよ実行期に入りまして、現に生活の必需物資などにつきましても、三月の下旬あるいは二月の下旬ごろに比べては、ある程度の物価の下落現象も起こつてきております。

それから、予算の繰り延べというものは、「繰り延べ」という字が、私は、誤解も受けていゝと思ひますが、年度中に、たとえば、四半期ごとに経済の状況その他を見て調整、配分をするといふことは、予算の執行について、誠実に考える場合に、当然のことであつて、私は、前回も当委員会でも申し上げましたが、これだけの金融引き締めもやり、あるいは為替相場の問題にいたしましても、現在のようないくつかの変動相場制といふものが、輸出その他に影響のないはずはないのでありますから、これが現に東京為替市場の状況にも、私は、あらわれていゝと思ひます。そして、むしろ後半期において、やはり安定的にならぬかに経済が推移していくといふことが望ましいこととございますから、そういう状況を判断、分析しながら、予算の執行について適宜の調整を加えていくといふことは当然であります。また、同時に、公債の問題にいたしましても、かねがね私も考えておりましたように、こういう状況下においては、公債はむしろ早目に相当額を発行する、そして、その財源の公共投資向けの投下というようにすることについては、若干の時間的の選別をしていく。しかし、その場合におきましても、生活関連あるいは福祉国家的建設といふ命題に向かつてのようないくつかの意味の公共事業等については、もちろんこれを平均的に年度中に支出をし、実行していくことが望ましいことである。こういうふうなことをしておるわけでございます。頭からデメリットばかりだと言つてしまふのもそれだけのことで、私は、たとへば、物価の急騰といふようなこと、あるいは投資機の状態といふような事実は事実として、これ

を正確に認識して、これに対処していくといふところに政府としての責任もあり、また知恵をこらしてこれに対処していくことが必要である、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○山崎昇君 きょうはあまり時間がありませんから、これだけにこだわるわけにはまいりません。しかし、いまあなたがあげられておつた物価問題にしましても、ここ十年來これは論ぜられてまいりました。そのたびに物価関連予算はたつぷりつけましたとか、あるいは物価については真剣に取り組みますとか、さまざまのことをあなた方は言つてまいりました。しかし、いまだに一つも解決したものがありません。むしろ最近に至りましては、目をみはるぐらゐの物価の値上がりになつてきていゝ。こういうことを考えますと、私はデメリットばかり述べるわけじゃありませんが、あなた方がごろ合わせをしてやつてきたこの予算といふものは、その世の中が直つたわけでもない、よくならなかつたわけでもない、その私どもは判断せざるを得ないのではないかと。したがつて、四十八年度予算についても、野党はこぞつて修正提案いたしましたが、あなた方はこれをけりました。もちろん四十八年度はこれからでありますから、やがてここの事や来年に入ればこれらの論議が行なわれるものと、私は思ひますが、推定してものを言つただけでも、あまりいい状態にならぬのじゃないだろうか、この私どもは判断をいたします。

そこで、具体的にお聞きをしますが、きょうは幸い年金メーデーに匹敵するぐらいといわれるストライキになりました。そこで、あなた方が、ここの施政方針演説その他でも、発想の転換をはかる、あるいはこぞつて福祉元年といふことばを使いながら、福祉政策に重点を置くといふ、その中心は年金だともあなた方は言つておるわけですね。そこで、いま提案をされております年金等を見まると、これではどうにもならないという気持ちで、労働組合のストライキを中心に、国民の各層から不満が述べられてきておるわけですね。私は端的に言うけれども、三十年も四十年も働いて、

そして次代の労働者を養成して、去つていくこの老年といふものに対して、政府は、あまり関心が寄せられてないのではないだろうか、あるいはきめこまかな政策といふものはないんでないだろうかといふ気がしてなりません。第一、いま提案されております年金だつて、昭和六十一年から、国民年金の五万円でもそうである。私のことばをして言へば、できるならば、初任給に匹敵する年金を出してもいい、こう思ふんです。たとえば、それはどういふ意味かといふと、人事院の調査でいへば、中学の卒業生で約三万四千円ばかりの初任給が出ております。高校卒で三万七千円、大学卒で四万九千円、これは人事院の勧告で出ておる。言うならば、義務教育を終わつて、働きの出た中学生にさへ劣るような年金で、老人対策なんていうことはおこがましいのではないかと。そういう意味で言うならば、せめてこの義務教育を終わった中学程度の年金は最低として支給されてしかるべきではないだろうか、こう思ふのだが、この初任給に匹敵するような年金を出すお考えがなにかどうか聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 年金問題につきましても、私は、今日の主題ではないかと思ひますけれども、政府としては、ずいぶん申し上げたいことがあるわけですね。具体的なお尋ねですから、要するにそれは、五万円年金といふものに対して、これを八万円にしろといふような、たとへて言へば、御主張を含めての御意見だと思ひますが、それは多いにこしたことはないと思ひますが、年金といふものは、国民全体のものであつて、お互いにつくり上げるものである。今度の政府の案にいたしましても、たとえば物価のスライド制といふものは、これはもう財政当局としては相当思ひ切つた前進である。これは冷静に考えれば御理解いただけることであると思ひます。多いほどいい、それはその限りにおいては確かでございます。しょう。それから、中卒の平均初任給、少なくともそれ以上したい、その限りにおいてはわかりませんが、これが財政的に未長くよい制度と

して確立し得るには、どうやらたらいのかといふことを考えれば、現状においては、いまの政府が考えておりますような年金の内容でなければならぬ。私は、それが絶対一〇〇%正しい意見といふわけでは必ずしもございませんが、実際上の実施し得る年金制度としては適切な選択であらうと、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 財政的にと言ひますが、これは私どももこまかに計算しなきゃならぬと思ふ。しかし、いまの財政上でやれないといふことはない。だから、国民の各層からこれだけ不満が述べられていゝ。そして、いま大臣から五万円年金といふ話が出ました。厚生年金の場合だつて、ほとんど該当者がいないではないですか。国民年金に至りましては、昭和六十一年からでなければならぬではないですか。実施できないではないですか。言うならば、これから十年先の話をあなた方しているじゃないですか。いま困つていゝのは、現実に老人が困つていゝ。そして国民の要求といふのは、ここにいま集中されてきていゝ。考えてみれば、いまあなたに指摘したように、自分で養つた義務教育を終わった子供より、もっと少ないような年金で、なんで親の權威がありますか。だんだん老人はふえていくし、核家族にはなつていく。老人は取り残されて、最近の警視庁の発表でも、自殺者がどんどんふえていく。こういう状態を放置して、財政論議だけやるわけにいかないじゃないですか。だから、あなたの方の態度として、本来ならば高校卒ぐらいと言ひたいところだけれども、せめて義務教育の終わった中学卒程度の初任給に匹敵するぐらいの年金は最低として支給されてしかるべきではないか。そういうことについてあなたの方検討されますか。そして、もちろん中学卒の初任給に匹敵するといふことになれば、当然労働者の賃金にスライドするといふことになつてこなきゃなりませんが、とりあえずいまあなた方は物価にスライドする、それではいまの国民の持つていゝ不満を解消することにはならないじゃないですか。そういう意味で、私は、四十八年度予算がきまつ

た段階でありますから、いますぐこれをやれと言つても、あなた方できないことは承知の上で言つてゐる。しかし、これだけ大きく世論が出てきた問題については、謙虚に国会も政府もこれを受け入れて、検討しながら実現に向かつていくというのが政治家の立場でなきゃならぬと思う。そういう意味では、特に財政を扱う大蔵大臣、今後一体こういう問題についてどういう態度をとっていくのか、もう一度ひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) さつきから申し上げておきますように、りっぱな年金制度ができるということは政治の任務だと思つてゐます。しかし、絵にかいたもちを幾ら宣伝してみたって、これは進めがたい、また、できないことはできないわけでございます。こういう点は、私は、大体年金制度といふものは、何と申しますか、現在五万円年金といへば、五万円があらゆる老人——七十歳以上なり六十五歳以上の方に、毎年もうあしたから支給されるというふうにとらえて議論をすることが、私は間違ひだと思つてゐます。年金制度といふものは、それぞれの制度、これはまあ日本では、年金制度があまり複雑であるというふうなことに、私は、私も一家庭を持っておりますけれども、しかし、現状においての年金制度といふものは、それぞれが比較的最近に創設されたものであり、そういうところを全部頭から除いて、あしたからみんな五万円と言へば、全部が五万円もらえるかのような幻想を、現実の問題として議論することは間違ひではないか、率直に私はこういうふうにかへます。

○山崎昇君 きょうの本題でないから、私は次に進むわけけれども、五万円年金を宣伝したのはあなた方じゃないですか。政府であつて、自民党じゃないですか。私も、国民年金についたつて、昭和六十一年からでなければなりませんよといふことを言つてゐる。あすにでもできそうな宣伝をしたのはむしろあなた方です。そして、先ほど来申し上げてゐるように、これだけ年金について初めての労働者の統一ストライキ、これを

国民が支持してやっていますよ。いまだに焦点があるかといへば、老人問題たくさんあります、そのほかにも。たとえば、田中総理の言うように、東京に高層ビルばかり建てる。そんなところに老人が入れるわけのものではありませんよ。あるいは通勤距離がだんだん長くなつていく。あるいは時間が短縮されていく。世の中というのは、老人と子供が取り残されるような政治課題にばかりなつてゐる。考えてみたら、老人はいつの場合でも取り残されるような政治仕組みにだんだんなつていくじゃないですか。やがてあなたには、私は、経済社会基本計画についても聞きする時期もあると思う。あれ一つ見たつて、どこに老人や子供に対する対策なんてあります。交通は激しくなつてから、当然歩道橋は多くなるでしょう。年とつた老人があの歩道橋を渡つて、ゆうゆうと歩けるほどの状態ではありません。老人ホーム一つ見たつて、全部町はずれにつくられる。それも完全なものではない。そういうことを考える、あなた方が福祉元年だとか、老人対策だとか、総理府に策本部もできたようでありますけれども、言へばほとんどと言つていいぐらい対策がないような内容になつてゐる。年金だつてそうではない。申し上げたように、むしろあなた方が幻想を与えた。だから国民は、一気に不満が爆発したような状態にいまなつてゐるわけなんです。

で、そういう点考えますと、もちろんますますできるわけでもない。あなた方は検討しなければならぬでしょう。ならぬでしょうが、三十年も四十年も一生懸命働いて、そして自分のかわりとして労働者をつくり上げて、その義務教育を終わつた労働者の収入ぐらゐでもないような年金でいいといふことにはならない。私は具体的に述べているんです。高けりや高いほいなんて、そんな抽象的なこと言つてませんよ。そういう意味では、大蔵省はもう少しこの老人対策についても、年金を中心しながら、もつときめこまかにやつてもらいたい、こう思つてゐるんです。きょうは税が本題でありますから、たまさかきょうは年金スト

ライキがありましたから、この問題に触れていすけれども、もう少し積極的な、大蔵大臣としての姿勢を、私は、示してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 老人に何にもやらないといふお説ですけれども、これは私には大いに異義がございます。一々申し上げますと——まあここで論争しようとは思いませんから、差し控えますけれども、老人の医療無料給付というやうなことから始まつて、それから、税の上におきましても、退職金の優遇であるとか、あるいは寝たきり老人の問題であるとか、これは随所に老人対策といふものをやっております。これは厚生省関係のいろいろの施設にいたしましたも、これは予算編成のときにも最重点を置いて、これは実績の上からいつても、比率の上からいつても、歳出の面でもよく御検討願ひたいと思つてゐます。

それから五万円年金の問題、もう一べん申しませんが、一人もいないというふうなことはございませう。これはもう現に八万人というやうな人が、もう現にこのいま御提案してゐるいろいろの法律案が成立いたしますれば、現に五万円以上のものはもらえることになつてゐるわけでございます。架空のことを言つてゐるわけではございません。

○山崎昇君 私は、一人もいないなんて言つていませんよ。ほとんどの人は該当しないやうな内容ではないですかと言つてゐるんです。該当する者はきわめて少ないことは事実であります。しかし、これはこれ以上やりますせんが、老人問題、いままあなは老人の医療費の無料を言つた。あなた方が先にやつた問題ではないですよ、これは。革新自治体をやつて、当時の政府は反対をした。やむを得ずいまあなは世論に押されて手をつけなければならぬところまで来たからやつてゐるにすぎないじゃないですか。どこに政府みずからが、老人問題にして、社会福祉の問題にして、政府みずからそんなに進んだ政策をとつたことありますか。私は、あなたが大蔵大臣で、財政主導型といわれるいま日本の状況だから、主としてあなたに

言つてゐるわけなんです、ぜひ財政担当の大臣としては、これらの問題については、もう少し私は、積極的にやつてもらいたいと思つてゐる。もちろん、その間の手続は厚生省からの要求もあるでしょう。その他からの要求もあるでしょう。いずれにしても最終判定は大蔵でやつてゐるわけでありまして、大蔵大臣のあなたに、私は声を大きくしてものを言つてゐるわけなんです。その点はぜひ理解を願つておきたいと思つてゐるんです。

そこで、きょうの本題であります税金について少しお尋ねをしておきたいと思つてゐますが、その第一点は、サラリーマン減税についてお尋ねをしたいと思つてゐます。これは先般サラリーマンユニオンの代表と橋本幹事長とお会いした際に、橋本幹事長から、必要経費を拡大をする、いまの控除の上に、何か三段階に分けてゐるやうでありますけれども、二〇%から四〇%にわたつてこの必要経費といふものを上積みをして認めていきたい、こういう意見が新聞報道でなされました。私も新聞でありますから、どこまで真実でどうかかわかりません。しかし、少なくとも与党の幹事長が、記者会見で述べられたことでもありますから、当然政府に与党として話が出てくるんじゃないだろうか、こう私も判断をいたします。したがつて、この問題を担当します大蔵大臣としては、この与党の幹事長の発言を受けて、来年度、この新聞に報道されてゐるやうに、現行の控除額に上積みをして、二百万円未満は四〇%、二百万円から五百万円までは三〇%、五百万円以上は一応二〇%という数字が出ておりますが、こういう形のサラリーマン減税といふものをおやりになる考え方があるのかどうか、この機会にお聞きをしておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 勤労大衆の所得税については、思い切つて軽減をした方がいいというのが、政府の来年度の税制改正における考え方でございます。四十九年度には、直・間全体を合せて、それから、直接税の中であつては法人の重課と勤労大衆の減税といふことを柱にして、ひとついふから相当の時間をかけて総合的なバランスも考え、あ

るいは財政需要が年々増しますから、たとえば、いまも御指摘がございました福祉関係の予算というようなものも、相当にこれは逐年財政需要として増大をいたします。

それから、今年は過剰流動性というようにことが最初から念頭にあり、これが対策の必要な点でございまして、公債も、予算のときにもよく御説明いたしましたけれども、適正な規模で公債を発行するということが、現下の金融情勢に対しての一つの対策であり、同時に、財政主導型で財政の機能によって国民の資源の配分を直していくというように点からいっても必要であると考えましたが、将来長きにわたって公債財源の依存度というものは、考えるべきものではないと私は思っております。やはりこれは適時、適切なそのときの状況によって考えるべきものでありますけれども、本筋としては、公債の依存度というものはあまりには大きくないほうがよろしい、こういうふうな点をだんだん考え合わせてまいりますと、財政需要に対しては税収でまかなっていくことが本筋である。

そういうワタの中ですらリーマン減税というものを考えていく場合に、先般当委員会でも議論がございましたが、たとえば、三〇％一律に控除を考えるというふうなことも、これは田中総理の提唱した案だというふうな世間に伝えられましたけれども、その点については、こどもも直接総理からお答えもいたしたようなわけでございます。具体的にこれをどういう方法でやるかというところは、税制調査会等専門家の専門的な意見で、その税の組み立ての内容をどうと考えていかなければなりません、もちろん政党内閣でございまして、与党とは十分相談をしてみたいと思っております。

○山崎昇君 もちろん政府と与党の関係は、いま大臣の答えられたとおりだと思います。ただ、私も新聞でしか知ることができませんが、この報道によれば、すでに確約をしたと報道されておる。それからさらに、私はこれを見ておったんですが、テレビの座談会に田中総理があられて、

四十九年度には思い切った措置をとります、中身は言いませんでした。こういうことを私も考えますと、もうすでに大蔵大臣と与党の幹事長の間にかなりな話し合いが進んで、こういう具体的な数字が出てきたのではないだろうか、こう私も判断をするわけですね。したがって、できれば、このとおりするかどうかは別といたしまして、幹事長が確約をしたと言っているから、この程度のことは、来年度で実証する、そういう考えなら考えたという点を、大蔵大臣から私は聞いておきたいと思うのです。

あわせて、これによりますという、未成年者の免税の問題につきましても、これは幾らという金額は出ておりませんが、いずれにいたしまして、未成年者といえは二十まで。そうすると、私も推定をしてもを言え、高校を出て二年度の収入というものについては、免税はされてくるのではないだろうか。言うならば、先ほどの人事院の昨年の勧告でありますけれども、高校卒が三万七千程度になっていきます。おそらくこれは四万こえるであろう。こう考えると、ボーナスその他入れました七十万か八十万ぐらいまでは免税という措置になってくるのではないだろうか、こう私も推定をしているわけですね。間違いないかどうか、あるいはその辺まで大蔵省としては検討されるのかどうか、この機会にお聞きをしておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申しましたように、来年度以降において、問題の取り上げ方として、サラリーマン減税をまず何％最低限を引き上げるかというアプローチをすることも一つの方法でございましょう。しかしこれは、財政全体の立て方ということ、それから、基本的な政治姿勢というところ、これをかみ合わせていかなければならぬわけでございまして、基本的な政治姿勢としては、先ほど来申し上げておりますように、法人に課税する。それから、大衆課税はできるだけ減税をして所得税の軽減をはかりたい。従来の考え方方では、課税最低限度をできるだけ引き上げ

るようになりたい。その中で、各種の所得控除などをどういうふうに考えていくか。これは最低限度が相当引き上げられることになれば、その中でほとんど問題は解消するという考え方も成り立つと思えます。

同時に、未成年者に対しても、課税の最低限度が大幅に引き上げられるということになれば、その中で吸収、解決をされるという見方もあり得ると思えます。すでに税制調査会でも、東畑会長なども、未成年者から所得税を取るのには酷ではないかという一つの姿勢が示されております。こういって党としての考え方、あるいは税制調査会の権威者としての希望的な御意見、さらにそれよりも大事なことは、国会を通して現在御提案をしておるこの税制案について、いろいろの御批判をいただいているわけですが、そういうことを十分わきまえて、そうして相当のやはり余裕を時間的にも与えていただいて、そうしてこれを積み立てていくというのがわれわれの責任であると思えます。ですから、例年にも増して、多少でも、国会での御審議の合点を見ながら、できるだけ例年やかに、こうした全体の問題の取り上げに、例年にも増して早く立ち向かっていきたいということ、これを、政治姿勢といいますが、基本的な姿勢として表明をいたしておるわけでございます。

しかし、いまだ多く申し上げておりますように、その一つ一つに、ワン・バイ・ワンに、これはこうする、これはこうするといふべくあまりに問題は重要でございまして、何を何％あるいは何は控除するということを具体的にまだ申し上げる段階ではない。これは御理解をいただきたいと思えます。

○山崎昇君 いまの答弁で、具体的にはまだ言う段階ではないというお話ですが、方向としては、この幹事長の確約した方向で私もよくものと。また国会は当然これ議論せねばならぬと思えますが、そういうふうには私は理解をしておきたいと思うのです。

そして、さらにつけ加えて、私は、所得税法は

上がったわけですが、一点大臣に聞いておきたいのは、具体的に私もこの累進税率を計算してみたいというところ、やはりこの間もちょっと触れましたように、中堅層といいますが、言うならば、百五十万から三百万ないし四百万程度の層にかなり厚い内容になっておる。金額が上になればなるほど薄い税率というふうになっております。結果として、ですから、私はここに計算したものを持っておりまして、あとでお見せしてもけっこうであります。たとえば、これは諸控除を除いた課税所得金額で比較をしてみても百五十万の者は、たとえば、四十八年度の所得税法の改正に伴って、去年を一〇〇とすれば一三〇ぐらいになります。かりにこれが一〇〇ぐらい所得がふえたと仮定をして、しかし八百万の者あるいは一千五百万の者を比較して見ても、一〇〇にして一五五か一一三ぐらいにしかならない。言うならば、きわめて収入の多い者についてはやはり有利なような内容になっているのではないだろうか。こういう意味で、累進税率の刻み方が、低い者になり急になつていくという関係が、あまりいい内容になっていないんじゃないだろうか、こう私も判断いたしますが、この累進税率についても、検討される意思があるかどうか、お聞きをしておきたいと思うのです。

○政府委員(高木文雄君) 現行税制のもとにおきましては、まず人的控除なり、給与所得控除がございまして、かりに百万から百万のところまで、課税最低限すれすれのところで、給与が一割五分なら一割五分ふえまして、従来課税になっておりました控除を引いた残りの額、それに対して全体の一五の占める割合というものは非常に大きくなりまして、そのうち累進税率の影響というよりは、控除の制度の影響によって課税最低限にかなり接近したところの部分については、給与の伸びがあまりと、減税がありまして、税負担はそう急には減らないというふうになっております。それはどこから出てくるかと申しますと、諸控除の額が、収入に占める割合が大きい方ほど、少し

給与が一律に、たとえば、一五%ふえましても、その持つ意味が課税上は非常に大きくなるということをごままして、それは現在の所得税法の仕組みのうち、たゞいま、税率とおっしゃいますけれども、税率構造というよりは、控除制度の影響でそういう形になっているという構造になっているわけでございます。

○山崎昇君　そうではないんじゃないですか。私はグラフにやってみる。なぜならば、収入の少ない者のところはものすごく小刻みになっている。これは私もつくってみたグラフです。金額が一千万こえる者についてはきわめてなだらかになっている。横ばいになっちゃう。だから、この間も触れましたように、刻み方がきわめて急である。あるいは小さい。そのために所得がちょっとふえただけで、税率が変わってまいりますから、当然取られる率は大きくなっている。だから、幾らあなた方が所得税減税やった、やったと言っても、取られる率はさっぱり直った形にならない。逆に自然増収というものがふえていくというふうなふうになっていくんじゃないでしょうか。そういう意味で、私はもう一ぺんあなた方にこれ現実計算をしてみたら、この所得税の累進税率というもののものについて検討してもらいたいと思う。ただ、控除だけの問題ではないと思うんですよ、これは。その点もう一ぺん聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(高木文雄君)　おっしゃいますように、税率のいわゆるブラケットの幅が広がれば、広いほうが望ましいというところでございます。で、四十四年以来税率を直します際にも、漸次ブラケットの幅を広げてきたわけでございまして、その意味におきましては、控除のみならず税率を下げていく、つまりブラケットを広げていくというところが望ましいことは、御指摘のとおりでございます。

○山崎昇君　それじゃ、あなた自身やっぱり広げることが望ましいと言ふんだから、当然この税率そのものについてやはり再検討してもらいたい。

このことを強く申し上げておきます。

それからその次に、大臣にお聞きをしたいんですが、これも私もよくわかりませんが、きのうの新聞を見ますと、大蔵省は、四十九年度税制で法人税率を直すという大きな報道がございました。法人の問題になってまいりますというところ、かなり中身は詳しく述べられております。そこで、いま法人税の問題についても議論されておられるわけでありまして、野党の言っておりますように、四〇%程度まで法人税率を引き上げるべきではないか、こう私も具体的に申し上げております。ところが、この新聞によりまして、その点については触れておりませんで、やり方を多少変えるようでありまして、このやり方をした場合は、野党の言っております四〇%程度の法人税率にすべきだという論と、どういうふうにはなっているんだらうか。きわめて大蔵省は法人の問題になると、もう何も言わないうちに具体的に新聞発表をされているようでありますが、一体法人税というものをどう考えているのか、聞いておきたいと思ふんです。

○国務大臣(愛知揆一君)　法人税には重課をいたしたいという気持ちで、先ほど申し上げたように、研究をいたしておりますが、これは新聞に発表されたものでも何でもございせん。私も、この新聞紙を読んではおりますけれども、これは大蔵省から出たものではございせん。

○山崎昇君　私も、ニュースソースについてはこれはわかりません。わかりませんが、少なくともこれだけ中身が具体的に書かれることは、記者が推定で書くわけじゃないじゃないでしようか。相当これは内容ごまかに書かれていますよ。そして、いままでのやり方とかなり違ったやり方になってきています。単にいま三六・五を三八にするとか、四〇にするとかという内容ではありませんよ。大蔵省から出なければ、こんな詳しい内容が、私は、どれほど優秀な記者かどうかわかりませんが、私に、書ける筋合いのものではないんじゃないかという気がいたします。そしてまた大蔵省は、あなたいま否定されましたけれども、四十九年度からやるために、税制でも何か検討させるといふふうなことを述べているようであります。これはじゃ間違いないですか、この報道は。

○国務大臣(愛知揆一君)　私は、法人税に重課をいたしまして、国会を通して国民に明らかにしておるわけですね。その内容については、先ほどよく申し上げましたように、御理解いただいていると思ふますけれども、とにかく来年度の財政の規模、それからその編成の内容、こういってやうなものが、ただいまでは、これはだれが大蔵大臣をやっておりますも申し上げられないと思ふます。それだけの資料もございせんし、これから四十八年度、先ほど来申し上げるようには、始まったばかりなんです。この執行についても、十分きめこまかい配慮をしていきたい、こういうことを申し上げておりますし、同時にしかし、例年よりも早く、来年度の財政の規模とか、それに対処し得る税制のあり方については、国会の御議論等を通して十分勉強をして、早目にスタートを切つて、そしてたとえば、予算は概算要求八月末でございせんか、だんだんそうなっていく見通しもだんだん具体化してくるわけなんです。

それから、税制は法人税率を何%にするというのをまず一つきめ、そしてそれでアプローチしていくやり方もございしょうと先ほど申し上げたのとおりですが、そういうやり方ではよいものが私はできないと思ふますから、総合的に全部取りそろえて、最終的に結論づけていくほかにしかたがない、こう思っております。この新聞で見れば、「大蔵省、四十九年度税制で検討」とか、あるいは「法人税率上げ大企業重点に」とあるのは「中小企業の負担軽減」と、この表題は私もまさにごもっともだと思ふますし、私の考えているところも同じですが、中身については、私もこの新聞を一読者として読みました。私の意見というわけではございせん。これが真実でございせん。

○山崎昇君　大臣が否定されるなら、私はこれ以上何も言うことない。しかし、私もをはじめとして、一般国民は、やっぱりこれだけ大きく出て、中身がこれだけ詳しく報道されますと、すでに大蔵省ではもう検討を開始して、来年度の法人税はこういう方向へいくのかなあというところになりますよ。しかし、いまあなたが否定されましたから、したがって、私は、この中身は誤りだとは思いたくないけれども、思いたくないけれども、正式にあなたは委員会でも否定されましたからこれ以上申し上げません。しかし、いずれにいたしましても、法人税についてはいま検討されているわけですから、またあなたが、この表題そのものについては賛成だと、こう言われた。そうすると、いまの段階でどの程度まであなた方は法人税というものについてお考えになるのか。これはもちろん、あなたが先ほど来言われておるようには、いろんな税と関連をしてくるでしょう。財政規模とも関連するでしょう。それは承知いたします。なおかつ、いま法人税について検討されている段階でありますから、この際、大蔵大臣は、法人税はせめてこの程度までどうかあなと思ふなら思う程度でもけつこうであります。見解を聞いておきたいと思ふます。

○国務大臣(愛知揆一君)　くどいようでございせんが、いま四十八年度の税制について御審議をいただいておりますので、この段階で、四十九年度の税制は、内容はこうでございせん、とおよその税収はこれぐらいを確保したいと思ふますと、申し上げ得る段階ではございせん。

○山崎昇君　そういうあなたは答弁をされるなら、なぜじゃ政府は、予算案が上がった直後に、来年は所得税こうします、いろんなアドバランをあなた方自身上げるではないですか。上げないならまた別ですよ。先ほどの所得税だってそうじゃないですか。あるいはテレビ対談に出れば、都議選を意識したかどうか知りませんが、いずれにしてもいろんなかつてなアドバランを政府自身が上げるじゃないですか。だから、私もそれについてあなた方に質問すれば、四十八年度はいま予算終わったばかりで、いま四十八年度の審議

をしているから、そういうことは答えられない、こう言う。それなら、これから政府は、来年に関する問題については一切ものを言わないでもらいたい、混乱するから。そうでなければ、自分の都合のいいことはほとんどアドバルーンを上げて、それに伴って私どもが質問すれば、答えられないような態度は不届きだと思ふんです。だから、いま私はあなたにお聞きをしたのは、これだけのことを報道されて、中身がかなり詳しいからどうですかというのをあなたに聞いた。あなたは、私も一読者として見た、見出しはなるほどそのとおりでいいと思う、しかし、中身についてはいろいろな検討があって、これは私の関知するところでもないと言ふから、あなたは不否されたから、私は、そうですかと引き下がろうと思ふんです。しかし、そういう態度は、政府としてやっぱり改めてもらいたいと思ふんです。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、ですから、来年度には、姿勢として「法人税率上げ大企業重点に」と書いてある。こういう表題はごもっともだと思います。私の考えと同じです。しかし、内容についてごまかく何を何%とか、あるいは償却をどういうふうに認めるとかいうことを入れる時期ではございませんというのを申し上げているわけです。来年度について、あるいは五年計画とか、十年計画とか、ものによってはございます、将来のことを考えるのに。しかし、長期社会経済発展計画についても、あるいは道路計画十カ年計画にしても、あるいは四次防というような問題にしても、年度ごとにこれは予算を編成して御審議を願うわけでございますから、いまの段階で四十九年度の税制の内容を御審議を願うというような段階ではないということは御理解いただけたらと思うのです。しかし、四十九年度には、姿勢としてこういうことでもいいかと思ふますと、たとえ、税制調査会に御検討願うにしても、そういう姿勢がなければ、お願ひもできないではございませんか。私は誠実にお答えしているのです。

○山崎昇君 いや私も誠実に聞いているのです

よ、あなたに。あなた方がいろいろなアドバルーンを上げて新聞報道されるから、その事実に基づいてあなた方に聞いているのです。聞けばあなたは、答えられないと言ふから、私は、いまあなたにものを言っただけです。もう少し、あんまり自分に都合のいいようなことを言わねようにして欲しい、という。

次に、あなたにお聞きをしておきたいのは、最近、公害対策がたいへん重要な課題になってきておりますが、税制から見ると公害対策について私は弱いのではないだろうか、こう思う一人です。たとえば、水俣病患者、今度千八百万くらいのもので、川崎せんそくのようなものに、なかなかとられない状態もあるでしょう、あるでしょうが、公害安全法に対して、一体税制面ではこれからどういうふうになされていくとされるのか、この機会にひとつ聞いておきたいと思ふます。

○國務大臣(愛知揆一君) 公害については、これは政府全体として非常に大きな問題でございますが、同時に、公害責任というものは、あるいは企業責任というものは、これらについては、また大きな問題として、政府全体としてとらえていかなければならぬ問題であると思ふます。これと税制が照応しなければならぬ、こういうやはり基本的な考え方を持っております。で、その政府の基本的な根本的な態度というものは、追ってすみやかにきまらざるでございまして、それに照応して、それに逆行するような考え方を税制に用いるというところは慎むべきことである、これはやはり基本的な政策に照応して考えなければならぬ、基本的にはこう考えております。

○山崎昇君 これは本人のやっぱり責任に帰すべきものではないのです、公害なんぞというものは、したがって、私は、水俣病患者が今度判決によつて一応の補償額をもらうわけでありまして、そういう場合に、おそらくかなりな措置をとられると思ひますが、いま申し上げましたように、企

業の問題が片づかなければ、なるほど公害の問題は片づかないことも承知をいたしております。しかし、万一公害におかされて悩んでいる者、あるいは苦しんでいる者、こういう者を私どもは、やはり税制上見なければならぬと思ふのですが、一体一般的になかなか補償困難なような状態にある川崎せんそくのような公害患者個人の救済というものについて、どういうふうにお考えになるのか、もう一度聞いておきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げたことを補足いたしますと、これは一つは企業の責任というものをどこまで追及するか、これと法人税制あるいは公害に対する特別措置をどうするかというところ、これは基本的な政策に照応したものでなければならぬと考へます。それから、ただいま御指摘のありました、たとえば水俣で長年御自分のこれは責任ではない、そうして補償金をもらうことになった、これについて今度は個人としての課税をどうするかということ、これは今日におきまして、税制の可能な限り、解釈の可能な限り、政府としてはできるだけ手厚い考え方で迎へたいと思ひますし、もしこれが、どうしても現行税制では読めないということであれば、適切な措置を考へなければならぬ、こう思つております。

○山崎昇君 局長からでいいですが、現行税法では、どういふ程度の救済ができますか、たとえば水俣病患者千八百万、かりに補償額を仮定をして。

○國務大臣(愛知揆一君) 税制の読み方については、主税局長から御説明したいと思ひますが、常識的に申し上げますと、これは慰謝料であるというところである、相当読めるのではないかと思ひます。これは常識的に申し上げますと、○政府委員(高本文雄君) 所得税法の九条に、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」という規定がありまして、その二十一号に「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び、その次でございますが、一損害賠償金で、心身に加えられ

た損害」、これについては非課税になるということになっておりますので、ただいま御指摘の水俣病等の問題について支払われますものについては大体非課税になるのが原則でございます。

○山崎昇君 そうすると、いまの条文の九条の二十一号によつて、これは損害賠償の規定を準用しまして、かりに千八百万円と仮定しますと、これについては課税措置はとらないんだと、こういうことに理解していいですね。

それからあわせて、時間がありませんから、あわせて、先ほど来企業側の問題もありませんけれども、他のやっぱり一般的にせんそくで悩む者、例を私は川崎せんそくをあげたいんですが、そういうものについて、政府としては、税法上救済措置がどの条文でどうなつてくるのかわかりませんもんですから、できたら御説明願ひたい。

○政府委員(高本文雄君) 条文関係は、ただいまの九条の二十一号でございます。あとは、水俣病につきましても、ただいまのせんそくにつきましても、大体はもうこの規定に解釈上はまるものと考へております。ただ、具体的には、支払われるお金の性質が、間違いなくこの二十一号に該当するものかどうかという点を少し詳細に調べてみる必要はございますが、まあ直感的に思いますか、感じはいたしましては、私は大体この規定にはまる性質のお金支給されているものというふうには考へますので、そうでありますれば非課税になるというふうには考へていただければいいと思ひます。

○山崎昇君 それじゃ、もう時間がありませんから、最後に、大臣に聞きたいのは、先日十一日だったと記憶していますが、日銀の佐々木総裁が記者会見やりました、日銀法の改正について昭和十七年にできた法律で、もうすでに戦時中であり長くなつておるから、できれば改正をしたいという記者会見やつたやうであります。そこで、監督する大蔵大臣として、この日銀法の改正についてどのような見解をお持ちなのか、聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 実は、率直に申し上げまして、日銀總裁から、あの記事は、多少自分の真意と違ふようにキヤリーされたきらいがあるというふうな話がある。その直後にございましたが、その意味は、昭和十七年に改正されたものであるが、その後も改正されたことはございませう。現在、この日本銀行法を見ても、一条、二条などに、現在の感覚からいって、少しなじめないところがあるというふうな感じがしたので、いすれ他の面ともあわせて考えなければならぬと思つて、私も、現在すぐどうこうというのではない。その後、たとえば、政策委員会を置いたときなどの改正その他は戦後に行なわれているわけですが、そういうときにも、そういう説はあつたけれども、中央銀行として機能していく上においては、さしあたり不便があるかどうか、不適切な点があるかどうかと言われれば、そういう点はな

いという点で、今日に至つては、そういう点から言へば今後のいつの日かには研究の対象になると思つて、いすれは考えなければならぬといふところ、非常に強調されたことではないだろうか、従来から私も話合つていて、どうも何ら違つていないところはないのだ、こういうふうな連絡を受けております。

そこで、今度は、大蔵省としてはどう考えているかと申しますと、ただいま佐々木總裁から連絡のあつたような気持ちでございませう。ことに、率直に申しまして、直接にこの日本銀行法と関係があるかどうかというとは別にいたしまして、国際通貨制度が確立されてない、非常にいままだ不安定な時期でございませうから、こういうときに取り急いで改正をするというのはいかかであらうか、そういう点におきましては、私は消極的でございませう。しかし同時に、全般に通じて改正を考へるといたしまして、これは相当じつくりと、従来の歴史的に考へてみましても、相当長期間を、

専門的に検討いたしておりますので、かなり時間がかかるであらう。この前、竹田さんの御質問に、かたくななように申し上げまして、私としても興味と関心は非常に持つております。ただいまのところ、すぐ手をつけるという考へはございませう。こう申し上げた、その気持ちを維持して、おる次第でございませう。

○山崎昇君 いまお答え聞いていますと、何か検討して、いすれやうな気もするし、さればといつてきわめて消極的に聞かざるし、なかなかうまい答弁なんです。ただ、私も、衆議院の大蔵委員のほうからいろいろ連絡がございまして、日銀政策委員の任命問題ともからんで、かなり衆議院段階では、日銀法の改正に着手するのだというふうな方向にいらつて、私も連絡を受けております。そういう意味もありまして、いま大臣の見解を聞いたわけなんです。そうすると、私なりに理解をするのは、もちろん昭和三十五年に答申が出て、それ以来ずっと据え置かれていて問題でもありませんし、また内容的にも、かなり内容を含んでいる点でもありますが、そう輕々に私はできるものとは思いませんが、いすれにしても、日銀側でも全体的に検討していきたいと言つて、大蔵大臣としても、二条にこだわらなければ、大蔵省としては日銀法の改正に向かつていくのだ、言うならば、どれくらいの期間かかるかわかりませんが、日銀法の改正についてはその方向に向かうというふうな私どもは理解をしたのですが、それでよろしうございませうか。

○國務大臣(愛知揆一君) 日本銀行法というものは、一口に言つて金融の基本法でございませうから、これは相当じつくり腰を落さなければ、現在の日本銀行それ自体の問題だけではなくて、もっと広く恒久的な基本法であるわけではございませうから、じつくりと時間をかけて研究すべき問題である、こういうふうな存じております。そうして衆議院のときの状況に言及されましたが、これは日本銀行政策委員会のあり方についても、日銀法改正の

ときには、これを十分検討いたしたい。私、衆議院で申しましたのは、政府としては、今後日銀法を改正する際には、日本銀行政策委員会のあり方等についても十分検討いたしまして、こういうお答えをいたしまして御了解をいただいた次第でございませう。

○竹田四郎君 大蔵大臣に、まず最初にお聞きしたいんですが、四十七年度の補正で国債の発行、たしか三千六百億組んだわけですが、最近の税金の収納状況が非常によいと、予定よりもかなり大幅に伸びるというので、三千六百億の国債発行をやめるんではないかという意見もあるようでありまして、さらにそれに続いて、四十八年度の予算通つたわけでありまして、これも二兆三千四百億ですかの国債発行というものがあつたわけでありまして、これも、これはまあありあらず、四十八年度は今後の問題だと思つて、四十七年度の補正で組まれた国債発行、これは早急に発行をするということですか。これはとりやめてしまふということですか。その辺をひとつ伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 四十七年度分で当初予定いたしましたものは、とりやめることにいたしました。そして四十八年度分につきましては、あとすみやかに第一四半期の発行分について、これは御案内のシロその他との話し合い等もございませうけれども、すみやかにその額をきめることにいたしております。

○竹田四郎君 そうしますと、三千六百億だけではなくて、当初の案を含めてという意味でございませうか。補正のときの三千六百億というだけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 三千六百億円の発行をとりやめるということでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、いままでは過剰流動性の問題で、むしろ玉がないというので、過剰流動性の吸収というものはなかなかできないんじゃないか、こういう話があつたんですが、むしろいまの過剰流動性を吸収していく、まだ私あると思うんですよ。ないとは言えないと思うんですよ。

よ。そういう意味では、むしろそれだけ余分に発行をして、過剰流動性を吸収してしまふ、吸ひ上げてしまふという手段にむしろ使つてしまふ、残つた金は四十八年度で繰り出していけばいいと思つて、私は、むしろそのほうがいいと思つて、どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういう御意見も、私は、傾聴に値すると思つて、私も、実は四月、五月にひとつ第一四半期に重点を置きまして、相当額の発行ができると思つて、これで当面の過剰流動性対策の面から申しまして、相当額のものを出せば吸収にあら程度役立つと、こう考へております。

○竹田四郎君 そうしますと、まあ発行はやめたと思つて、第一四半期では、大体どのくらいの発行を予定しているわけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 実は、率直に申しまして、こゝろ、三日中にきめたいと思つておりますが、大体四月にはそのくらいの額になると思つて、それから五月に、またその程度か、あるいは若干それを上回るくらいにしたいと思つておりますけれども、これは御案内のように、市中消化ということが原則でございませうし、それから、金融状況等を十分にらみ合せて考へております。それから、条件の問題もございませうから、あとほんの二、三日時間をかけていただければ最終的にきまると思つて、三千五百億程度は間違いないと思つて、四月分は条件は変更と同じことですか。四月分は条件は変更と同じことですか。どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 四月については、おそらく従来と同じ条件になると思つて、それらの点については、もう二、三日いたしましたら、確定的にお話し申し上げられると思つて、

○竹田四郎君 銀行局長にお尋ねしたいと思つて、都市銀行、地方銀行、これの貸倒引当金は、最近の決算状況からいって大体どのくらいに

なっているのですか。かなり大きな額になっていると思うのですが、どうですか。

○政府委員(吉田太郎一君) いま正確な数字をすぐ調べましてお答えいたしますが、パーセントでございいますか、それとも金額でお答えをいたすべきでございましょうか。

○竹田四郎君 金額。

○政府委員(吉田太郎一君) それでは、いましばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

○竹田四郎君 まあ、これはおたくで出している年報、これで見ますと、四十六年度上期で、都市銀行が貸倒引当金は五千二百八億、このくらいになつておるのです。四十六年度下期で五千六百六十五億。地方銀行が、四十六年度上期で二千五百——切り上げてまして九億。それから下期で二千六百四十四億。これはおたくの年報の数字を写したわけですから、おそらく間違いないと思ひますが、一体、全国都市銀行あるいは地方銀行でこの貸倒引当金を具体的に取りますと、貸し倒れが実際あつて取り戻さずしたというものは、いまの四十六年度上期、下期でどのくらいあつたのですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 正確な数字は後ほどお答えいたしますが、御承知のように、貸倒準備金を取り戻す場合には、私のほうの検査官がその認定をやつておりました、それを非常に厳格に運用しておるといふのが実情でございいます。したがひまして、非常に最終のぎりぎりのところまでは、なかなかその回収努力をされておるといふ関係もございまして、非常に少ないというものがこれまでの実情でございいます。

○竹田四郎君 まあ、非常に少ないというのですか、これはあとで具体的な数字をひとつ出してみてもいいと思ひます。

これは確かに、銀行から金を借りるときには担保が非常にやかましいですから、金を払えなくても決して損はないようにできているわけですね。また一方、あぶないようなものについてはちゃんと信用保険をかけて銀行は損がいかないように

なっているわけですが、この銀行の貸倒引当金への繰り入れ率というのはいくらになつておりますか。

○政府委員(高木文雄君) 税法上の繰り入れ率は、千分の十二ということになつております。それはこの四十七年度の税制改正で千分の十五から千分の十二に改めたものでございいます。これは税法上引き当てを認められるものでございいますので、実際、銀行が引き当てしている引き当て割合とは別の数字でございいます。

○竹田四郎君 実際にはどのくらいになつておるのですか。いまちょっと数字をあれてですが、千分のどのくらいになつておりますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 経過措置がございまして、千分の十八ということに積んでおるかと思ひます。いまちょっと確かめまして後刻お答え申し上げます。

○竹田四郎君 どうもたいへんあまり、不確かなばかりの答弁で実は弱るわけですがね。

大臣、貸倒引当金こんなにたくさん積んでおるわけですね。先ほど申し上げましたように、都市銀行の四十六年度上期、下期にしても五千億円以上を積んでおるわけですね。そして現実には貸し倒れというものは、まあおそらく都市銀行にはないと言つてもいいくらい少ないだろうと思ひます。地方銀行の小さなところはあり得ると思ひます。地方銀行の小さなところ、それほど銀行といふのが貸し倒れに対する予防といふんです、防止といふんですか、そういうものがかなりよくできておるわけですね。それにもかかわらず、他の飲食業や、あるいは一般の小売り、卸とか、それに近い繰り入れ率というものは、私は、少し繰り入れ率が高過ぎるのじゃないかと思ひます。よしね。もう少し低くしてもいいじゃないか、こういうふうな形に思ひますが、いつもこういうことはどうも納得がいかないわけですよ。この辺はもっとぐっと低くしても、実際上の支障はないのじゃないか、こういうふうに思ひますが、

どうでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) これ、非常にざつぱらんに申しましてなかなかむずかしいところでございまして、やっぱり金融機関というものの対しては、大事な公共的な仕事でもございまして、やはり相当の貸倒準備金というふうなものがつちりやらしておくことが、従来から大蔵省の銀行行政としては必要なことである。そして、銀行検査も御承知のように非常に厳格にやっておりますが、御指摘のように、今日のような状況ならもういいのではないかとのお考えも、私わかるような気もいたしますけれども、なかなかこれは判断のむずかしいところではないかと思ひます。御指摘のありましたような点も、私も考えてみますけれども、私としては、この程度のことをやはりつけさせることが必要ではないかと考えております。

○竹田四郎君 銀行でも、たとえば、相互銀行とか、あるいは信用金庫なり、あるいは信用組合とか、そういう小さなところでは、まあそれでも貸し倒れの場面多いと思ひますけれども、少なくとも相当大きな銀行といふのは、そんなに多くやらなくてもいいのじゃないか。しかも、銀行については配当制限もちゃんと課されているわけですね。銀行局長、伺うのですが、都市銀行とか地方銀行の、実際利益の留保額といふのは総額どのくらいになりますか。

○政府委員(吉田太郎一君) その前に、先ほどの御質問の数字をお答えさせていただきます。

四十六年度下期の数字で申し上げますと、貸倒引当金は五千六百六十五億でございいます。それから、四十七年度上期が六千四百四十七億、これが都市銀行でございいます。それから、地方銀行の場合でございまして、四十六年度下期が二千六百四十四億、それから、四十七年度上期が二千八百二十八億。以下、相互銀行、信用金庫よろしくございしますか。

○竹田四郎君 省いていいです。あとで資料でいただきます。

○政府委員(吉田太郎一君) 損益を申し上げます。全国銀行で申し上げますと、四十七年度上期四千四百億が全国銀行でございいます。営業純益でございいます。

○竹田四郎君 都市と地銀との……。

○政府委員(吉田太郎一君) 都市銀行が二千七億円、地方銀行が千二百八十八億円でございいます。

○竹田四郎君 年度だけでも大臣、これだけもうかつておるわけですね。その上にわざわざ貸倒引当金というものをまた大きく……。私はそんなに優遇する必要は現実にはないんじゃないかと思ひます。確かに全部これをなくしてしまう、ゼロにしてしまふということについては、そこまで私もする必要はないと思ひますけれども、とにかく繰り入れ率をもう少し下げるべきだと私は思ひます。おそろしく千分の五ぐらいで十分じゃないか。

まあ五がいかにどうか、それは検討してもらいたいが、必ずしも私が言った数字は科学的に検討した数字じゃありませんから、大づかみの数字ですがね。少なくとも千分の十八というのはあまりにも高過ぎるほかの製造業なんかの繰り入れ率といふのはそれよりも低いと思ひます。銀行よりも。そうなつてまいりますと、どうして銀行だけそんなに優遇をしているのか、おそろしく正式な税制上はその他の部類で千分の十二ぐらいだと思ひます。ですから、千分の十八を実質上繰り入れておるといふことでは、私は、どうしても高過ぎると思ひます。だから、これは、こういうことをしているから、銀行と、大蔵省の銀行局なり政府とが癒着しているとかなんとか言われると思ひます。どんどんこの辺から、私は、もう整理をしていって、いい時期だと思ひます。大蔵大臣も、法人税の税率引き下げ等については、もう四十八年度はそうした準備金とか、引当金とか、そういうようなものを、租税特別措置の関係をうんと整理をして、実質的には法人税をうんと取るという方向にしているのだ、こういうふうに答弁になったと記憶しておるわけですが、

れども、そういう意味から言いますれば、この銀行の貸倒引当金なども、私は、もつとずつと減らしていいと思うんですよ。まあ中小の金融機関はこれは若干別だと思ひますけれども、これはひとつ十分検討してもらいたいと思うんですよ。これではどうも多過ぎると思うんですよ。先ほど、どうかと思うと言ひますがね、利益はかなり出ているわけですよ。ですから、当然もつと引き下げたいんじゃないかと思う。もう一回ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私が、率直に気持ちをそのまま申し上げたのは、やはり銀行というのは、非常に公共性の強くなるべきものであつて、そして一般国民大衆からの預金を受け入れている、預金者の保護ということ、私は、相当徹底して考えていかなければならないと思うわけでございませう。同時に、この貸倒準備金というふうなものは、一口で言へば、非常の場合に備えるというものである。この比率を下げることは、いまやうてだいいようぶかなという気持ちが率直に言ひたいと思いますので、先ほどのようなお答えをしたのでありますけれども、この点に就いて御意見を提起されたということは、私として十分テークノートして考えたいと思ひます。

○竹田四郎君 これはぜひもう少し常識的にしていただきたい。それでなければ、どうも銀行を過保護していることになるのではないかと思ひます。それ以外、もう一つお聞きしたいんですが、その他で、私がいふん特別措置法の準備金、引当金等でも、もつと徹底的に見直してみなくちゃならぬというのがたくさんあるわけでありまして、けれども、時間がないから言及できませんが、たとえば、電力会社の湯水準備金ですね、これなんか具体的にどのくらい湯水準備金の累計額があるかという、たいへんな額になるわけですね。百四十九億ぐらいであるわけですね。これなんか、火力、水力の最近の現状から見ますと、水力はわずかに二六%ぐらいですよ。あと火力が七二%、原子力が大体二%弱、こういう電力の

発電事情であるわけですから、この湯水準備金なんかについても、私はもう少し整理をされていいんじゃないか。一つずつこういうふうにして洗ひていきますと、たいへん四十八年度はそうした準備金、引当金等を通じた特別措置を整理されたといふものの、私は、ずいぶんまだ整理をしなくちゃならぬ問題というものはものすごくあると思うんですよ。特に、世の中がこのような企業優先から福祉優先、政府自体もことは福祉元年だと、こういうふうになっていく時期ですから、この辺の見直しというのが、いまのままでどうにもやうていけないのではないかと、正しくないのではないかと、税金の不公平というものはこういうところにどんどん出ていっていると思うんですよ。ですから、もう少しこれはいまこの湯水準備金についても御答弁いただきたいんですよけれども、もう少し全体として見直して、直していくということをやってもらわな

いと困ると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 湯水準備金については、将来十分検討したいと思ひております。というものは、水力発電の状況から申しまして、会社によつて非常に水力に対するシェアというか、比重が大きいところはもうあまりなくなつてきているわけですね。そういう点から考えましても、四十九年度には相当見直してまいりたい、こう思ひております。

それから、一般的に特別措置法の関係については、これはもう既得権と見るべきものではないし、慢性的に一べんきままたからといつてするずるべつたりで延ばすべきものでないことは当然でございまして、情勢の変化と、それから、やはり政策目的の変化ということに対応するように考えていかなきゃならない。しかも、原則的には、特別措置というものはできるだけ少ないほうがいいと、こういう姿勢で、四十九年度の税制改正には臨んでまいりたいと思ひてございませう。

○竹田四郎君 さらに、その特別措置については、また、引き続いてやうていききたいと思ひますけれども、私のあげた二つの点だけでも当然考えて、

直さなくちゃいかぬということはおもう明らかだと思ひます。主税局長もひとつその辺を、価格変動準備金を少しいじつて、これでよろしうございませうという、そんなことじゃ、どうにもしようがないですね。もう少し真剣になって特別措置を見直して、洗い直してやうていくことを考へてもならなければ困ると思ひますが、これは今後ひとつそういう点できびしくやうていただくということをお願いをしておきたいと思ひます。

その次に、土地の問題に入りたいと思ひますが、建設省で、上場会社の土地の保有状況というのを、去年ですか、調査なさつたと思ひますけれども、西武鉄道が所有している土地というのは一体どのくらいありますか。

○説明員(川上幸郎君) お答えいたします。建設省におきまして、東証上場第一部及び第二部の千二百九十九社に対してアンケート調査を行なつたわけでございませう。その結果につきましてはまとめておりますが、何ぶんにもこのときに、あくまでアンケートでございませうので、個々の内容を漏らさないということになつておりますので、まあ西武鉄道という個別の問題につきましては、ちよつと答弁を御容赦いただきたいというふうに思ひます。

○竹田四郎君 私の資料ですと、西武鉄道が持つておりますところの決算報告、四十六年九月の決算報告によりますと、四千三百七十三万二千二百四十三平米持つていられるわけですが、大体そのくらいの数字でございませうか。

○説明員(川上幸郎君) ちよつと私手元に資料を持つておりませうので、何ともお答えいたしかねます。

○竹田四郎君 そういうふうな、こゝろ答弁逃げられてしまつと、実に弱るわけですが、まあ、私鉄の中にしても、あるいは商社その他の上場会社の中にしましても、たとえば、電力会社なんかみたいな大規模な工場用地を持つていられるところは別であります。他の東武鉄道の同期におけるところの所有面積というのは千二百四十二万二千三百

百三十七平米ですね。おそろく鉄道のキロ数あるいはそれに付随するものというふうな比べてみますと、西武の持つていられる土地というのは非常に多い。この土地の中には、要するに事業用の土地と、西武鉄道のいわゆる不動産部の持つていられる土地といふものとあると思ひますが、この中で鉄道用の、あるいは事業用の用地というものはどのくらいになっておりますか。これも言えないというんですよ。

○説明員(川上幸郎君) どうもまことにお答えしにくい答弁で恐縮でございますが、私どものほうの調査しました結果によりますと、運輸・倉庫・通信業といたしましては三十七社のアンケートのお答えをいたしております。全体の保有面積が三十三万ヘクタールでございませうが、このうちに運輸・倉庫・通信業といたしましては、三十七社で一万三千六百七十ヘクタール保有している。このうち事業用資産が五千八百二十三ヘクタール、たなおりし資産は七千八百四十七ヘクタール、こういう数字が出ております。

○竹田四郎君 首都圏における西武鉄道の保有している土地というのはどのくらいありますか。

○説明員(川上幸郎君) 再三で恐縮でございますが、アンケート調査の際におきまして、個々のケースを発表しない、こう申し上げておりますので、御容赦いただきたいと思ひます。

○竹田四郎君 それじゃ、私のほうから申し上げたいと思ひますけれども、西武鉄道が首都圏で保有しているところの土地というのは、二千七百八十九万平米、このくらい持つていられるわけですね。これがおそろく建設省としては、この首都圏で持つていられる用地は全部事業用の資産だと考えますか。

宅地造成その他の用地だといふふうな考えかどううか。あるいはこの首都圏で取得した用地のうち、大体何年ころおにも取得をしていられるのか、かなり前から、私は、取得をしていられるのではないだろうかと思ひますが、どうですか。

○説明員(川上幸郎君) 個別の問題につきましては非常にお答えがやりづらうございませうが、全体

的に申しますと、相当部分は西武は——民間企業は四十四年以後におきまして取得したと思われる。

なお、今後は宅地造成はその模様に応じて吐き出していくようになるだろう、このように考えております。

○竹田四郎君 西武鉄道がこれだけの用地を持って、年間に宅地造成その他で売却している用地というのはどのくらいの割合になりますか。今度割合で聞きますよう。

○説明員（川上幸郎君） どうも非常にむずかしい質問ばかりでお答えがしづらくて恐縮でございます。

ただ、現在、民間デベロッパー等にたよっております部分、建設省におきましては、昭和四十六年から五十年に七万五千ヘクタールの供給を予定いたしておりますが、このうち民間開発によります部分は、半分をこします三万九千ヘクタールを織り込んでおるということでございますので、それをもととしてまいらぬ勘案いたしたいと思ひます。

○竹田四郎君 どうも答えてくれないんで、これ困るんでね。いま土地の問題というのは、国民の一番関心の的になっているし、今度の税法については、法人の土地税法についてもこれは私は問題あると思うんです。ですから、その辺を明確にしてみらなければ困ると思うんです。

もう一つ聞きます。西武鉄道が一年間に供給できる宅地能力というのはどのくらいになっていきますか。

○説明員（川上幸郎君） どうも私のほうも、まことに恐縮でございますが、個別の企業につきましては一々チェックしておらないというような実情でございます。

なお、民間開発に織り込んでおりますのは、先ほど申しましたように、その公的開発の半分を織り込んでおり、かつデベロッパー業等におきましては、先ほど申しましたものの相当部分を織り込むことになると思ひます。

なお、参考までに過去の民間業者によります供給ペースで申しますと、四十四年度におきましては二千八百ヘクタール、四十五年度におきましては三千ヘクタールという数字をチェックいたしておる実情でございます。ただしこれは民間業者全体でございます。

○竹田四郎君 委員長、これひとつお願いしたいんですが、実際西武が、営業キロ、それからその他の施設、こういうものを見ましても、こんなにたくさん土地を保有しているというのはおかしいんです。だから、一体いつ西武がその用地を買って、いつそれをデベロッパーして売ったかというところが明確にならないと、土地の譲渡益の問題だつてはつきりしないわけですよ。何にも答えられない答えられないというのでは——自分たちのほう調べているんですよ。だから、できたらばくはその点では、いまからでもけっこうですから秘密なり何なりして、はつきり数字言ってもらいたいと思ひます。

○委員長（藤田正明君） 川上君、いま君のほうはアンケートでとったがゆえに、一切公表しないという約束でアンケートでとったから、個別の企業のそういう数字は出さない、こういうことですね。

○説明員（川上幸郎君） そうでございます。

○委員長（藤田正明君） アンケート以外でそういうふうな数字を調査して出すことはできるんですか。

○説明員（川上幸郎君） 私のほうは、西武一社だけを出しますというところは、個別企業の問題になりますので、建設省が宅地行政の……速記をやめていただきます。

○委員長（藤田正明君） 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（藤田正明君） 速記入れて。

七百ヘクタールくらいになりますか、そのぐらいのところを現実には十年前に買っているわけですよ。それが現在何ら手をつけられていない。おそらくやがてそれは手をつけるだろうと思ひます。この十年間の土地のその付近の値上がりから見ますと、もう十倍以上上がっているわけですね。おそらく取得の時期というのは坪当たり千円ぐらいで取得している。いまそれはおそろく宅造して売り出せば葉山の近いところでありまして、もう十何万というところになります。これには譲渡益がかららない。今度の新しいあれにかららないということになります。私は、その辺たいへん不合理だと思ひます。そういう意味で、今度のこの法人の土地の譲渡益にかけるにいたしましたも、全体的にもそういう数字が一体何年、四十四年以降に買われたものはどのくらいなのか。四十四年以前に買われたものはどのくらいなのか。この数字というものを明らかにしなければ意味がないわけですよ。そういう資料をぜひ出してもらいたい。

それではなかつたら、この新税が有効なのかどうなのかわからないわけですよ。そういう点は調べられるはずですね。

○説明員（川上幸郎君） 先生のおっしゃいます点を尊重いたしまして、できるだけ資料を集めたいと存じます。

○竹田四郎君 それで、委員長、あと——速記とめて。

○委員長（藤田正明君） 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（藤田正明君） 速記入れて。

○戸田菊雄君 これからあさって保有税ないし譲渡税の問題入るわけですが、やっぱりこれわからぬといかぬですね、いま竹田委員長が言ったように。だから、関係のいわば土地投機、大手いろいろありますが、そういうものはあとでひとつ委員長、理事会でもって相談してもらって、一回やっぱり委員会に呼んでもらって。これが一つ、それからもう一つは、資料として西武鉄道の四十四年における土地買い占めがどのくらいあるのか。

これははつきりひとつあつて出してもらいたい。

それから倉庫事業、そういったものがあると思ひます。それから観光事業、これは大手商社その他相当買い占めをやっているわけですから、そういうものを具体的に、保有量、買い付け年次別、それから分譲明細、分譲地もありますから、住宅にどのくらい提供されているのか。それから、住宅に転用したものはどのくらいあるのか。そういう具体的な内容を関係企業ごとにひとつ提示をしてください、資料を。

それから、あと一つです。大蔵省のほうにも、あさって租税特別措置の関係で今回統合で若干整理をした分もありますけれども、むしろ拡充拡大をしている点がありますね、特別措置でも。だから、一つはこの無公害化の生産設備、これ初年度三分の一これからやっていくというのですが、どういふ企業が大体該当になっているのか、これに。十社程度でいいです。

それから、公害防止施設の特例償却制度、これもやられるようになっていますが、これに対する拡大範囲ですね、事業対象どういふところにおいでいるのか、この内容について一つ出したいです。

それからもう一つは、公害防止準備金制度、これも対象事業種をひとつ出してもらいたい。どのくらい一体あるのか。金額は大体別途資料でちょっと見ておつてわかりますから、事業別に金額別にひとつ出してもらいたい。

それから工場立地法制定、これの法律に伴って工場の緑地化計画、こういうもので機械装置とか建物、こういうものに対しても廃棄処分の対象事項があるんだけれども、これはどういふものが一体廃棄処分になっているのか、その内容をひとつ提示をしてもらいたい。

それから、流通の合理化なり良質住宅の供給、こういうことで機械の緊急購入ですね、こういうものに初年度四分の一特別償却をやる、こう言っているんだが、その対象事業はどういふものがあるのか。

これははつきりひとつあつて出してもらいたい。

るか、これもひとつ詳細に出してもらいたい。

それから、製品の安全性確保、これで一定の検査機器について初年度分の三分の一償却、これも一体どういうものなのか、その内容をひとつ出してもらって、さらに、既存の各種の租税特別措置の主として大企業等に向けられたいわゆる引当金、準備金、特別償却、こういうものがありますけれども、資本金一億円未満、一億円以上、十億、五十億、百億と、こうありますが、この内容でされば十社程度のもをひとつ出してもらおう。どのくらい金額においてやられているのか、これもひとつ資料として要求をしておきたいと思うんです。

以上です。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘がありました種々の資料のうち、すぐできるものと、時間がかかるものと、それから、ちょっとできないものと、三つに分かれますが、そのように分けて、あとですぐできるものはすぐ出しますし、それぞれに応じて処理をさせていただきますと思います。

○委員長(藤田正明君) 後はどの理事会で、たまたま竹田委員それから、戸田委員から言われた資料に關しましてははかりたいと思います。この午前中の審議の終わりに次第理事会を開きますから、その時点で御説明願います。

○竹田四郎君 建設省で出してもらいたいと思うんですが、たとえば、この中で言いますと、横須賀市山中町三番地の百七ヘクタール、これは開発目的の宅地。それから、同じく長坂の三百七十二・九ヘクタール、これも宅地。これは全部買ってますね。それから、同じく横須賀市の秋谷の五十九・四ヘクタール、これも買収目的の宅地です。それから、葉山町の堀の内、これが九十七ヘクタール。これも宅地です。それから、大磯町の寺坂、九十九ヘクタール。これも宅地です。こういう宅地を一体いつ開発していつ売るといふ会社の計画なのか、この点ははっきりしてもらわなければ困るんです。いつまでも持たれちゃ困る。その点も

ひとつ資料として出してください。

○説明員(川上幸郎君) 何度も申しまして恐縮でございますが、個別の企業にどこまで調査し得るかという疑問もございますので、その辺十分検討いたしまして、なお、お答えしたいと思っております。

○委員長(藤田正明君) 速記とめて。

(速記中止)

○委員長(藤田正明君) 速記入れて。

○国務大臣(愛知揆一君) ちょっとさっき公債のあれをお尋ねがありましたので、一言だけお答えしておきます。

○戸田菊雄君 それじゃちょっと関連して。

さっき大臣、竹田委員の質問に対し、四十六年度分の三千六百億を打ち切ると、こういうお答えに對して、その打ち切る原因はどういうところにあるんでしょうか。たとえば、自然増収が多く入ったから、財源上余裕ができたというところで切っていくのか。その原因は何なのか、ちょっと聞きたい。

○国務大臣(愛知揆一君) その原因は、税収の状況と、それから歳出の状況をならみ合わせまして、補正予算時に予定したものはここで打ち切ったほうがよろしいと、こういう考え方をしております。それから、四月分は、先ほど申しましたように三千五百億。それから、五月は、三千八百億程度出したと思います。四月分につきましては、条件は先ほど申しましたとおり、それから、五月分につきましては、一兩日中にきめて御説明いたしたいと、額だけ三千八百億程度、こういうふうを考えております。

○戸田菊雄君 自然増収で財源上余裕ができたから公債発行を打ち切りたい、こういうことは、いわゆる自然増収の過小見積もりをやっておったというところになります。それとまた一面、経済の変動状況が非常にその点で政府の見通しが誤っておった。非常に昨年は景気状況が思わしくないというところでしたので、年度最終になつたら、おおむね一〇%以上になつてつた。

従来のパターンとやや同じ状況になって、景気が非常に浮揚した、そういうことが非常に影響するのですけれども、経済見通しと税収見積りとの過小評価、こういうものがそこがあったのじゃないかと思うのですけれども、その辺の見解はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 補正予算編成のときに、歳出のほうからいえば、これだけの歳出をぜひ必要とする、歳出の権限をひとつお与えいただきたい。

歳入のほうは、やはり見積もりとしてはできるだけ手がたくと見たわけでございまして、その差額を公債財源に入れることにしております。同時に、税の見積もりが過小と言われれば過小であった。そして、公債財源の必要がなくなった、それで打ち切りいたしました。それから、同時に、金融政策としてはやはり相当の公債をこの際に出すことが望ましいと考えておるわけでございすけれども、ただいま申しましたように、四十八年度分として四月と五月だけで例をとりまして、七千三百億円というかなりの額が発行されるわけでございすから、いわゆる過剰流動性対策としては、四、五月としてはこれで十分であると、こう思いましたので、四十七年度補正分は取りやめといたしました。

○多田省吾君 最初に、大蔵大臣に物価問題でお尋ねしたいのですが、去る十三日の日銀の発表によりますと、三月度の卸売り物価指数は前月比一・九%、連続十四カ月の高騰を示したわけでございす。また、四十七年度の卸売り物価は年間一・一%と暴騰しております。史上最高の二けたの暴騰でございまして、インフレの悪化が非常に正常に多いわけですね。昔だったらもう二・二六事件の前夜のような姿になったのではないかと、こういう事態でございす。こういうインフレに對してどういう対処のなされ方をしようとしているのか。この卸売り物価の高騰というのは、消費者物価にも波及してくるのは当然でございす。その

はか国鉄運賃、健保料金の値上げ等、公共料金の軒並み値上げを政府は考えているわけでございすけれども、それらの消費者物価の上昇に對して、大蔵大臣としてどのようにこれを回避されようとしているのかまずお伺いしたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 物価問題はもう政府としても非常に深い憂慮と懸念を持っておる次第でございまして、先般来々御承知のところでもございすから詳しくは申し上げませんけれども、大蔵省関係だけで申し上りまして、累次にわたる金融の引き締め、これは相当この段階としては、政府としても大きな決心をして断行いたしましたし、また予算についても、先ほどいろいろと御批判もいただきましたけれども、年度を通じて適正にこれが支出をいたしたいということ、たとえば、セメントとか、木材とかの需要が直接政府や地方公共団体、あるいは政府関係機関などの需要に急激にまたこれがあらわれてくることを防ぎますために、都会周辺その他の需要に對しては、これを抑制して、年度の後半を意識してそちらのほうに支出を予定するというようなことをやっております。

まあ、投機抑制その他についての問題は、直接には所管も違いますが、全力をあげて対処しておりますことは御承知のとおりでございす。

そこで、本日も企画庁から発表されたかと思うのでありますけれども、今月に入りましてから、特に、消費者物価の面におきましては、若干の新しい傾向が出てまいりました。たとえば、前月比で下落した品目が四十九品目、それから前年同月比で下落しております品目が六十四品目、これは四十八年の三月の東京における消費者物価の中で、前月比あるいは前年同月比で下落しているものをあげてみますと、こういうことがございす。その中には、生鮮魚介類、野菜、それからとうふ、油あげというような、直接家庭生活に欠くべからざる主食、これに關連するようなものもございすので、今後とも、あらゆる施策を講じてこうい

は、必要経費三〇％減税を中心にして、二百万以下は四〇％、五百万以上は二〇％。相当これは具体的な提案ですね。いまの現行制度が、高額所得者に対して六百万円以上は五％と、これすら——この前も共産党の渡辺さんなんかは、四百万を六百万に引き上げたのは、高額所得者に対する大幅減税でけしからぬと、このようにかみつておられた。それなのに、五百万以上は二〇％増額なんて、こんな、高額所得者に対する相当な恩恵です。そして二百万以下は、現在でも三三％程度の減税になっているということから見ても、そんなに大幅減税じゃない。こういうことでは、私は納得できない。これは——もちろん大臣は、税制調査会にこれから諮問することだから、その具体的なパーセントなんかは諮問に入らないし、これは税制調査会がやることだと、このようにおっしゃるかもしれませんが、同じ自民党の幹事長がこのように具体的な案を選挙の前におっしゃっているわけですか。こういうことは、私は、実現不可能だと思ふのです。大蔵大臣としては、これはやっぱり税制の一番、最高責任者ですから、私は、一言あってしかるべきだと思ひますし、やっぱり御自分の意見を言えないということではなからうと思ふのです。五百万以上二〇％控除なんてなれば、それこそ高額所得者は、たとえば、三千万の所得のある人なんかは、三〇％控除なら六百万以上の減税でありますけれども、二〇％以上でもこれは四百万程度の減税になりますよ。これは大過ぎる。少しぐらいいいかもしれませんけれども、これは大過ぎます。どう見ても。大蔵大臣はこういふ控除額は妥当だと思ひますか。あり得ることだと思ひますか。どうでしょう。

○国務大臣(愛知揆一君) 一つの考え方としてはあり得ると思ひます。しかし、私は、四十九年度の税制については、財政の需要も考え、そして公債財源ということも、まあそのときの経済状況によりますけれども、気持ちとしては、公債依存度はやや控え目にしたい。そして税収入で増大する財政需要、特に、福祉関係等については着実な増

加をはかつていきたい。それには、直接税、間接税をどういふふうにしていくか。直接税については、ひとつ法人重課、サラリーマン、国民大衆の減税ということができるだけ大幅に考えていきたい、こう思つております。で、その控除の度合いをどういふふうにするか、あるいは必要経費といふようなものを、具体的な内容を新たに考えるか、いろいろの考え方があらうと思ひますが、そういう内容について、四十八年度の税制をお願いしているときに、四十九年度の税制について、四十九年度税制と同じような角度で御審議を、四十九年度に何を考えているかとおっしゃられても、これは大蔵大臣になりましてこそこまごま申し上げられないでしょうというふうに考えておる次第でございます。

○多田省吾君 それなら、総理大臣や橋本幹事長がそう言つておられることも、それ以上にこれはひどいですよ。総理大臣なんかあれじゃないですか、所得税のまだ法案の質疑をやっている最中じゃありませんか、一律三〇％減税、こういうことも考えられるんだというふうなこと。だから、質問しているんじゃないやありませんか。全部それに関連したことでありやありませんか。それは大蔵大臣としては、軽々しくさういふことはおっしゃれないのはよくわかつております。だけれども、やはり基本的な姿勢ぐらゐは示してもよろしいのじゃないか。じゃ、総理大臣や橋本幹事長がこういふたでたらめなことを、まあ大蔵大臣はあり得ることだとおっしゃっていますから、でたらめじゃないとおっしゃるかも知れませんが、こういうことをばはんおっしゃっているのに、われわれ野党の議員がそれを質問しちゃいけないなんて、そんな法がどこにありますか。質問されたくないならさういふことはおっしゃらないほうがいい。それじゃ、この問題、いつまで言つても切りがありませんから、最後にお尋ねしますけれども、大臣としては、抽象的にお尋ねしますが、ほんとうに所得税の大衆減税を、低額所得者に対する減

税をはかろうとなさっているのか、それとも高額所得者に対する減税を中心になさろうとしているのか、そのどちらかをひとつお答え願ひたいと思ふ。私は、低額所得者に対する減税ならば、やはり定額控除等を多くして、そして定率控除はなるべく四〇％でも三〇％でもいいでしよう。そうしておけば、やはり百五十万円までの減税、これはできるのですから。しかし、やっぱり高額所得者に対する減税、これはこんな三〇％、二〇％ということではなくて、従来のように、やっぱり一〇％、五％程度にとどめるべきだと、私は思ふのです。ですから、私は、抽象的に質問いたしますけれども、大臣どういふ基本姿勢でございませうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 所得税については、私は、最低課税限度を何とかできるだけ引き上げたことを考えております。これが、この国会を通じて、私は、全野党の方々から非常に積極的に、たとえ百五十万円とかいふようなことが御提案になつておりましたが、やはり課税最低限度を現在の百十三万という程度からできるだけ引き上げることにはしたい。しかし、その方法論として、税率や控除をどういふふうに組み合わせるかということについては、さらにいろいろの御意見がこの国会の御審議でも出ておりますから、さういふところも十分参考にし、そしてさらにその道の権威者の方々の御意見を十分徴して、最低限度の引き上げというところに結論を持っていきたい。この基本的な考え方は、当然下に減税を厚く、上に減税を薄くということになるのは、私は、当然であると思ひます。ですから、この前も総理大臣の発言、あるいは総理大臣の気持ちというものを私からもかつてお伝えをして、多少舌足らずのところもあるのですが、要するに控除額というふうなものではあるだけ引き上げていきたい。これはもちろん下に厚く、上に薄くという気持ちで、高額所得者まで含めて一律に三〇％などと言っている考え方はよくないといふことを、それは田中総理の真意ではございませぬといふことをかわつて申し上げた次第でございませぬ。

○多田省吾君 まあ大蔵大臣のおっしゃることなら私たちが納得できるわけです。課税最低限をもっと引き上げたい、あるいは低額所得者には厚く、高額所得者には薄く、というふうな考え、これは当然だと思ひます。しかし、大臣がそのようにお答えになつてから、その後、政府ではありませぬけれども、与党の幹事長がやはり四〇％、三〇％、二〇％というふうな具体的な税率をあげてラッパを吹かれるというところは、どうしても私は納得できないから質問したのです。

次に大臣は、物価抑制策として公共事業の繰り延べというふうなことも考えておられると思ひますけれども、ただ、上半期の公共事業の支出を押えて、下半期に集中しようというふうな年度内調整では効果がない。また地価の高騰あるいはセメントなどの建材不足で昨年の分の事業もなし切れないのが現状でございませぬ。また一方では、夏場に事業をしなければならぬような積雪寒冷地帯の公共事業、これは上半期でも抑制することはできないと思ひます。また、公共事業の中でも、下水道整備、学校、住宅専門など生活関連整備はこれは繰り延べないようにすべきだと思ひます。このように事業の繰り延べにもいろいろの問題がありませぬけれども、こういふ問題で実効的があるような公共事業の契約、具体的な目標、方法というものが明確に計算されているかどうか、ひとつ大臣からお答え願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) これは現在、毎日関係各省、それから、これは地方公共団体も含めて、あるいは政府関係機関も含めてございませぬが、数字をあげ、あるいは所要の物資あるいは賃金等の具体的な状況も掌握しながら、予算の執行のスケジュールをいま鋭意検討しておるところでございませぬ。で、これらにつきましましては、随時こういうものについては、こういう地方についてはこの程度の着手のスケジュールというふうなことが漸次わかつてくることになるつもりでございませぬけれども、考え方としては、従来からさうでございませぬが、寒冷地帯等におきましては、工

事施行の難易というようなこともあり、かねがね予算を曆年制にしたいというくらい強い要望があるくらいでございますから、寒冷地帯等については、公共事業も原則的に早く着手ができるようにしたいと思ひます。それから、生活関連といふことも、福祉関係、これは予算の御審議のときにも申上げましたとおり、たとえば、財投なども含めまして、従来に比べて、生活環境の整備等について、たとえば、下水道とかごみ処理とか公害関係とか、あるいは青少年のための施設であるとか公園であるとかいったような福祉関係の点は、できるだけ予定どおりにやりたいと考えております。こうして考えてまいりますと、主として大都會であるいはその周辺というところの狭義の公共事業というものは、ある程度順ぐりに後半期の方に重点を置いたほうがいいのではないかと、こう考えますけれども、しかし一方においてセメントの需給関係あるいはその価格というようなものも相当新しい動きも出てまいりました。木材についても同様でございますから、あるいは物資需給の関係から言へば、さらにまた一歩おくらして計画をしても、もう一歩もとへ戻してという機動性をやはり失つてはいけないと思ひます。その辺のところは、せっかく財源もつけて、そして再々膨大だ膨大だという御批判も受けておりますけれども、相当大型の予算でございますから、この財政の立場からすれば、景気の変動に対しても、あるいは物価情勢等についても、相当の大きな影響力を持つてはでございますから、この機動的な運営というものは、直接、間接に物価の好ましい動きにもかなりの影響を持つてはならないかと、それを期待しながら、機動的な運営というものをやっていきたいと思ひます。同時に年度を越えて繰り延べというようなことは全然考えておりません。なぜかならば、予算の編成から言つて、この程度の予算というものは、現在の日本の持つておりますいろいろな問題から言つて、たとえば、福祉関係にしても、少ない少ない

という御指摘があるくらいでございますから、この予算に盛り込まれたものは、適切に執行していかねばならない。こういう点を一点だけ考えてみましても、年度を越えてというようなことは全然考えておりません。

〇多田省吾君 政府は、財政金融政策のほかに、景気調整の第三の手段として、法人税の前納制度とか、あるいは税率操作あるいは企業に対する租税特別措置の改廃等の操作によってインフレーション対策としての税制を大胆に活用していきたいというようなことを一部で検討されているようでありまけれども、この具体的な考えはどの辺にあるのか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

〇国務大臣(愛知揆一君) これも新聞には非常に大々的に報道されたわけでございますけれども、私は、こういう考えでおるわけでございます。こういういわば異常といふべき、こういうときにどういふ議論でも、私は、有効適切と思ふような御提案は謙虚にこれを検討するということとは、非常に政府としても必要なことであると思ひます。から、従来の感覚からいへばできないことでも、先ほど空想をふるえという御示唆もございましたけれども、従来の発想だけにとらわれずに、よい御提案であり、かつ實際的にできることであり、効果が十分であると認めることは前向きに検討するという態度を今後とも続けていきたいと思ひます。そうして検討は十分いたしてまいりますけれども、たとえば、法人税などにはいたしまして、前納といふことは一つの手段ではございまして、けれども、その税額の決定ということと関連して見ますと、非常にこれはむずかしいわけでございす。やはりこれは年度内に税制改正でもやりません限りは、ほんとうの効果は発生しないと思ひます。したがういふことは、政府としては、年度内に税制改正というようなことは考えておりませんから、そういう点から見れば、なかなかいいお考えではあるんだけれども、実際問題としてこれはむずかしい手法である、一口に申せばそういうわけでございますが、そのほかいろいろの点からも

検討してみても、興味のある御提案ではあるが、いろいろの点からこれが実行はむずかしい、こういうふうな私の研究の結果でございます。

〇多田省吾君 最後に、土地税制に関して若干お尋ねしたいと思ひます。

この前の四十四年の分離課税導入の結果、非常に大手法人や不動産業者に大きななほもうけがあったわけでございます。四十六年度の所得税を見ましても、土地成金といわれる人たちの実態といふものは、確定申告者四百三十七万人、申告総額九兆九千二百八十九億円、そのうち一千万円以上の所得を得て公示されたのは八万人でありますけれども、上位百人までのうち九十五人が土地売却の譲渡益である。国税庁の推計によりますと、全国の確定申告合計額の半分に近い四兆五千億円が土地を売った利益である、前年度に比しても七九%の増加でございます。また、日本生産性本部なんかの、この前発表された資料なんかによりますけれども、結局こういう土地譲渡の利益が一方に片寄つてゐる結果、小数の最高所得層の平均所得と一般勤労者の平均勤労所得との格差が、昭和四十四年から四十六年にかけて非常に拡大してございすね。最高所得者五人の平均所得の、平均賃金との格差、これは約五百倍から二千五百倍、五倍ほど高くなつてゐる。それから、スウェーデンなんかと比べますと、スウェーデンはヨーロッパ所得水準の高い国でありますけれども、昭和四十六年における最高所得者の申告所得は、日本に直しますと、約一億五千六百万円、同年のわが国の最高所得者の申告所得は三十八億九千万円、ですから、スウェーデンの最高所得者の二十五倍以上だ。最高所得者二十五人の平均所得で見ましても、スウェーデンが約八千百万円でございます。日本の場合には十億三千九百二十万、一方昭和四十六年のわが国の勤労者の平均所得はスウェーデンの約半分以下でございます。そして勤労者全体の平均所得に対する最高所得者二十五人の平均所得の倍率は、スウェーデンの約四十倍に對して、わが国は約一千三百三十倍、このようにわが国の所得分

配の不公平というものが非常に大きく明るみに出ているわけでございます。まあそういった観点から、政府もこれは捨ておけないというので、若干、法人の土地の譲渡益に対する重課制度を創設したわけでございますけれども、私は、これはまだだこんなものでは効果が少ないと、このように思ひます。この国税の土地譲渡税では、宅地造成、これは適用除外、宅造して販売する大手業者には影響がない。適用されるのは、値上がり待ちで短期間に土地を保有する個人または弱小不動産業者くらいだと、それでこれは、適用除外となるデベロップの優良造成地をどのように規定するかというところと相まって、非常に骨抜きになる危険も考えられますけれども、この抜け穴をどのように考えておられるのか。また、適正利潤率を越えて利益を得たときに限つて、譲渡益を課税されることになつておりますけれども、この適正利潤率の基準そのものが大きな問題となつてまいりますが、この基準次第で、適用対象が大幅に減少することはないのか。さらに執行体制の面でありまけれども、現在の国税庁の調査がはたして確實に行なわれているのかどうか。不動産売買に伴う脱税の大型化、悪質化が横行している今日、悪質な脱税行為を完全に実態把握できるかどうか、このような疑問が数々ありますけれども、この点についてどのようにお考えになつてゐるのか、ひとつ御意見を承りたい。

〇国務大臣(愛知揆一君) まず、一番最初のお尋ねの点は、一つは、四十四年の税制改正に関連してゐると思ひます。四十四年の税制改正の功罪はどうであつたかということがよく問題になります。私は、やはり功も否定いたしません、罪もあつたことを率直に認めざるを得ないと思ひます。そして、その結果が、個人の高額所得者等にあらわれてきたとか、あるいは本来は優良なデベロップの手に、土地の所有者からあの税制の関係で土地が放出されて、そして宅地造成等において相当の効果をあげておるものも私はあると思ひます。ただ、土地の造成や住宅の建築等については、

ある程度の月日かかるような関係もあって、国民的にまだ評価されていない面もあるように思いますが、しかし、投機を対象とする本来の仕事でない法人等の手に急激に移ったというようなことが事実でありますから、それに対して今回の税制は、四十四年の税制の経験に徴し、あるいはこれを補完するという意味でくふうをしたつもりでございます。したがって、土地の保有税とあわせて効果は私は相当期待できるのではないかと思います。ただ、税としては、初めての試みというほどもございませんでしようけれども、従来の税制の考え方からはいぶ離れておりますから、何ぶんにも新しい試みでございますから、税だけに期待されてもなかなか効果は十分ではなからうと、国土総合開発法その他の基本的な土地政策の展開にこれが補完する作用として働くというふうに考えておるわけでございます。

それから抜け穴の問題については、やはり税制としては、好ましい宅地その他の造成ができるようにしたいという配慮がございましたために、そういう点からいって、適用を除外することがむしろその目的を達成できる道ではないかという考え方がございまして、それらの点についても、いろいろの期待も一方にあり、また一方では、こんなことではだめだろうというような御批判もいただいておりますけれども、とにかくしかし、やらせていただきますというのが率直な考え方でございます。

それから、適正利潤の問題でございますが、他の商売を——商売というか、企業におきましても適正と思われる利潤までを否定するわけにはいきません。それから、土地の取得、管理、造成等に相当の費用もかかるわけでございます。いろいろそれらを考え、そして投機目的には乱用されないというところを押えまして、二七％という適正基準というものを関係各省とも十分協議をした上で設定をいたしまして、これを政令で規定したいという、かように考えているわけでございます。

○多田省吾君　じゃ最後に、土地保有税について

二、三お尋ねして終わりたいと思います。

まとめてお尋ねしますけれども、この新規創設の土地保有税、これは市町村税であります。その趣旨は、保有税の強化によって持ち越し費用を高める手段を講じ、土地の供給を促進しよう、といううねりのようでありまして、課税標準が、土地の取得価格としても、その税率が固定資産税と同じ一・四％ではあまりにも税率が低い。しかも、適用除外規定と相まって持ち越し費用への重圧とはならない。その効果は非常に疑問とすべきでありますけれども、この効果をどのように試算しているのか、これが第一点です。

それから第二点は、この土地保有税は、四十四年以降取得した土地について課税することにしておりますけれども、この点は、四十四年の分離課税採用後供給された土地に関連したものでありましようが、現在の固定資産税の課税と合わせてその持ち越しへの圧力は一部にしか及ばない。一般的、普遍的な土地所有に対する管理費用の増大にはつながらないと思っておりますけれども、この点の効果についての税務当局のお考えを伺いたい。

それから最後に、保有税が四十九年度から、それから、譲渡税が新法施行後一年経過後として譲渡課税の供給凍結の弱点をカバーしようとしておりますけれども、この期間中に土地投機で取得したものを、税負担の少ないところに移転するなどの措置がとられる懸念はないのかどうか。また法人が、思惑で取得した土地を、赤字の子会社などに移して、法人税分だけのがれるということも考えられるわけけれども、これはどのようにお考えですか。この猶予期間そのものが問題ではないかと思っておりますが、この点のひとつをお尋ねいたします。

○国務大臣(愛知揆一君)　まず、保有税でございますが、これは、初めは土地未利用税というようにな角度からとらえていこうという意見もだいぶあったわけでございますけれども、未利用ということ自体がむしろ望ましい場合もあるわけでございますし、それから一方からいうと、たとえば、

大問題になりましたNHKの所有地などというのがの点から攻めていきまして、結局四十四年一月から取得したもので、して土地を保有しておては得にならない、たとえば、金利七％として、それを二割アップにすれば一・四ということになるわけでございますが、そういうところで、できるだけ広くこれをかぶせていこうということに落ちついたわけでございます。

それから価格は、取得価格でございますが、取得価格については地方税にすればだれがこれを査定するかということになります。これは、税務署が定めるかというところでございまして、税務署ができるだけ協力して取得価格を捕捉をする。そしてそれに対して一・四％の税率を掛ける。そしてこのほうは七月一日から施行いたしますわけでございます。

それからもう一面におきましては、国土総合開発との関連もございまして、これはひとつ地方公共団体、市町村の方々にも、より一そう土地問題に関心を深めていただいて、そしてこれを市町村税にすることがいいのではないかと、そういう配慮も実は加えたわけでございます。

こういったような点から考えまして、地方税として、国税の法人譲渡税と相互補完し合う、そしてこの保有税のほうから追いつく、というところと語弊があるんですが、土地を放出をし、それから、法人のほうは、一年間待って、譲渡税のほうは来年度から税率を掛ける、税を徴収するというふうにくふうをいたしましたわけでございます。もしお答え漏れがございましたらまた補足させていただきます。

○委員長(藤田正明君)　午後三時三十分再開とし、暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後三時三十分再開

○委員長(藤田正明君)　ただいまから大蔵委員会

を再開いたします。

休憩前に引き続き法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上、二案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○栗林卓司君　交際費並びに広告費の課税の問題を中心にして大臣の御見解を伺いたいと思っておりますが、まず最初に、今回の御提案で交際費課税が強化されたわけでございますが、今後さらに強化をされていく御予定がございましてどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君)　率直に申しまして、感覚的にはもう少し強化すべきではないかという御意見もだいぶあるわけでございます。で、そういう御意見に対しては私も謙虚に伺ってまいりたいと思っておりますけれども、なかなかこの広告課税につきましては、一方においては、まあ、この程度ではないだろうかという意見もありますので、どういうふうに来年度以降やっていこうか、さだかな意見はまだ持っておりません。

○栗林卓司君　広告費課税はあとでお伺いすることとして、交際費のことなんですけれども、今後検討するとして、現在広告費課税というのはワクで考えるというやり方をとっているわけですが、けれども、このワクで考えるというやり方は、今後とも踏襲しておいでになりますか。

○政府委員(高木文雄君)　現在の交際費の考え方は、おっしゃるようなワクのようになっておりますが、実はその前に、企業が交際費として経理するもので、実は交際費とはとても認められないようなもの、つまり、いわば家事関連費といえますか、そういう性質のもので、したがって、本来ならば基本的に損金性を否認されて、そうして代表者に対する給与であるとか、交際費を使つた重役さんに対する給与であるとかいうかっこうにして、そして、場合によると企業としては損金になるかもしれませんが、むしろ法人税でなしに所得税として、給与所得として課税されるべ

きようなものが本来相当存在をいたしております。で、税法のたてまえでは、それを交際費として、飛び出せば飛び出した部分だけ課税するというので、はいけなないのであって、本来そういうものは交際費としてでなしに、他の処理をすべきものであるにかかわらず、企業からの申告では交際費ということで一括してなっているために、部分的に否認されるだけで終わりになっている部分があるわけでございます。この辺の議論は、あまり詰めた議論が行なわれておりませんが、どうも交際費全体のあり方の問題になっておりますが、私どもとしてはほんとうは、もう少し調査の段階でその区分を明らかにするようなことが、税務調査の段階でされるべきであると思うのでございますが、これまた国税庁、税務署の立場といたしましては、なかなかそれを仕分けることはまたたいへん手間がかかることでございますので、若干その漏れが出てきておるのではないかというふうに考えております。

ですから、申し上げたいことは、現行制度でもワクだけで処理されているわけじゃなくて、本来、交際費であると称しておるが、交際費とは認められない筋のものがあるはずだという分野があるのにそれが見のがされがちであるということを御説明しておきたいと思ひます。

○栗林卓司君 実態は交際費ではないんだけれども、交際費に計上されているものを税務調査の段階で仕分けをする、そのときの仕分けをする基準というのは、何か明らかにされているんでしょうか。

○政府委員(高本文雄君) 交際費の範囲につきましては、租税特別措置法の六十三条の四項に規定がございまして、第一項及び第二項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。」というふうになっており、そのやや細目にわたる部分は、国税庁の通達等で限界をき

めておるわけでございます。で、本来ならば、この交際費の定義に入らないような種類のもの、これをしばしば交際費ということで企業側が経理をしている場合があるということでございます。

○栗林卓司君　この交際費の問題というのは、多分に感情的な議論も入りがちなんですけれども、それが出てくる理由というのは、いま局長お答えになった租税特別措置法六十三条四項、その規定がいろいろ通達で区分されているというお話ですが、けれども、非常に大まかであり、包括的なきめになっていきます。そういったものと、外国が交際費について扱っている扱い方とたいへんきわ立って違い過ぎる。

一つの例を申し上げますと、たとえば、アメリカの例だと、一九六二年に税法が改正になりました。その二百七十四条を見ますと、接待にかかるすべての支出について適切な記録もしくは自己の陳述書を裏づける十分な証拠により証明しないと交際費と認めてくれない。西ドイツその他の例はつけ加えて申し上げませんが、そのワケではなくて、個々の内容を厳格に規定をしている。それが現在ないものだから、交際費というところ、年々総額がウナギ登りになって、目で見える感じというものは、交際費でゴルフまでしているのかということまでなってしまうわけですけれども、この点について今後の検討課題として、ワケをきびしくするというにとどまらないで、内容について税法の面で明らかにしながら規制をしていく、こういうお考えはございませんか。

念につきましては、御存じのようにアングロサクソン系のところは、非常にそもそも慣行的に交際費はあまり使いませんし、したがって、税法の上でも、原則として課税というような思想が強いわけでございますが、大陸系の国々では、日本の場合と同じように比較的交際費をよけい使う慣行がありますし、したがって、それを受けて税法の上でも本来的に損金であると、ただ税法上一部否認すると、こういうたてまえをとっているのが大体

の姿であると思います。しかし、いずれにいたしましても、そのアングロサクソン系の場合につきましても、また大陸系の場合につきましても、諸外国のほうが、御指摘のように、日本の場合よりはやや明確にきめられているという事実があるわけでございます。

そこで、それをどういふふうにしたらよろしいかということは、あるいは法律の段階で、あるいは政令もしくはいまの取り扱い通達の段階で、どの段階がよろしいかは別として、より明確にすべきではないかということでは確かに御指摘の点があると思います。

で、前に、現行の法人税等の改正をいたします際に、やはり関連いたしましたして、四十二、四十三年の段階であつたと思いますが、かなりこの点一べん議論したことがございますが、あまりにも多種多様であることが一つと、それから、私どもとしては、実は、現在でも交際費の点につきましては、企業側の経理と、税務側の見方との間に相当開きがございますして、相当その交際費に関して税務調査いろいろなフリクションを起こしております等の関係がございますして、現在の段階では御指摘のようなところまでなかなかきめかねる、またかえってそれが紛争の種になりはしないかというようなことで、今日のようなことになっているわけでございます。

私どもも、ただし将来の方向としては、おっしゃるようなのが一つの解決の方法であり、単に否認割合を変えるということよりは、本来そこところの限界を明確にでき得るならば、むしろそのほうが本来的な処理の方法ではないかと考えておるわけでございまして、御指摘の点については、われわれも同じような考え方で臨むのが可能であればよいのではないかと思っております。何とかその点うまい方法を見つけ出したいというふうに考えております。

○栗林卓司君 アングロサクソン系というお話でございましたけれども、米国は先ほど申し上げたとおり、大陸系の西ドイツの場合も厳格な規制を

しているということになると、しばしばこの種類の問題というのは徴税手続的にどうなのかということが必ず話題になるわけですが、各国それぞれしているということになれば、わが国としても、取り組みうと思えば徴税技術的にも可能である、こう判断してよろしいですか。

○政府委員(高木文雄君) 私どもが最近、法律の上だけでなしに、税務の執行といいますが、申告の段階で各国の交際費がどうなっているかということについて調べを始めておりますが、私ども承知しております限りでは、イギリスあたりでは、企業の経理が、交際費の問題については非常にきちっとしておりまして、かなり税法上の扱いが申告の段階ですでによく守られている実態にあるように思います。ところが、西ドイツの場合まだよくわかりませんが、フランスの場合には、どうも実態は税法と申告なり調査なりの段階に若干乖離があるのではないかと思われる節がございます。それは、非常に交際費の慣行が国々によって違っているからでございます。日本は——まあ先ほどアングロサクソン系とか申しましたけれども、そのいづれの場合よりも、どうも交際費の慣行が一般的であると、かなりいろんな場合にいろんな形で交際費が使われておるといのが、よそのの国々よりは幅広く行なわれているようでございます。で、それを規制すべきだということはわかりますが、一面においてまた、その規制のために、何といいますが、納税者と税務官署の間でフリクツションが起きますと、ぎすぎすした関係が起きますと、それがまた税務署というのは、いわばおもしろくないところだというふうに見られる種になってくすか、そういう関係からいってもおもしろくないというところで、その辺は私どもはなかなか税だけでは言い切れないのであって、一面においては、やはりそういう、何といいますが、世直し運動といいますが、そういうことをお願いしながら、しかし、いづれにしてもいまちょっと本来の目的を達しておりますから、だんだん是正をはかつて

いかなきやならぬというふうに見えるわけでご
いまして、おっしゃるとおり、法制的に、もう少
し整備する方法、それから、執行面でももう少し
それをびしりと追及していく方法、三番目に、世
の中一般のルールといいますが、そういう意味で、
あまり乱に流れるような交際費がなくなるような
何か指導といいますが、誘導といいますが、風潮
ができるということ、その三つを合わせてだん
だんよくしていく方向に進まねばならぬというふ
うに思っております。

○栗林卓司君 いろいろフリクションの問題含め
て、徴税面での争いごとを避けようと思うと、全
額否認してしまえば一番事は簡単なわけです。
そこで、西ドイツの場合どうかといいますが、
税制改革基本要綱によりまして、一九七四年以降
は全額否認する方向だと聞いております。これは
ほかの国の例ですらなく申し上げません。

ただ大臣にお伺いしたいのは、税というのは一
面たいへん精緻なむずかしい議論のように見えま
すけれども、片方では、国民の素朴な気持ちとし
て、公平感に担保されていないといかぬ。いま局
長が言われたように、日本の場合、交際費とい
うのはまことに異常な使われ方をしております。そ
のさまざまな面が、使っている国民も含めて、国民の目
に映れるわけですから、そういったものが今後
税制のいろいろな面で抜本的な改善をしていこ
う、またしていかざるを得ない局面に立っていま
すと考えますと、交際費をどうするかは相当真剣に
取り上げていい問題ではないんだらうか。いろい
ろ御意見があるようですがというにしては、国民
のかかわり合から見ますと大きな問題ではない
かと思えますけれども、御見解いかがでしょう。

○国務大臣(愛知揆一君) 一番先におっしゃった
ことは私も同感なんです。ですから、先ほども私
も冒頭に、感覚的に言えば何とかしたいと申した
のはそういう点でございます。

それから、同時に、これは私は政治的にこれ非
常に扱いの大事な問題であると思えます。という
のは、まず交際費というものは本来損金であるべ

きである、これいか悪いかは別として、
そういう概念が日本にはあるわけでございます。
ですから、そういう点からいって、これを七五
％を否認するということは、まあこれは相当私とし
ては奮発をしたつもりでございます。それから、
徴税技術や何かいろいろなことを考えても、結局
現実的にはやはり七五％はまだ低過ぎると、これ
を上げたほうがいいのかどうか。あるいは四百万円
というところで、これにどういうふうに着目し
たらいいかということ、私は現実的な政治的
アプローチではないかと思えます。ですから、今
年度の税制改正の際にも、そういう二点から私と
してはいろいろ考えまして、まず四百万円という
ことは据え置いて、否認の比率のほうを七五％で
引き上げるといって、否認の比率を置いたわけでご
ざいます。精緻な議論を展開し、徴税上いろいろ
のフリクションを起すよりは、やはりそういう
ところが実際の解決方法じゃないだらうか。せ
んじ詰めたところは、しからば今年度はこうやっ
てみました、来年度ではもう一歩進めて、いま
申しました四百万円と七五％ということはどうす
るかというほうが手つとり早いんじゃないだらう
か、それが国民に感覚的に訴えることができるだ
らうかどうかというふうに、私としては取り
上げたいと考えております。

○栗林卓司君 まあ今後の問題ですから、御検討
をお願いしたいと思うんですけれども、私も国民
の一人として感じていた点を申し上げますと、全
体のワクとして縛っていたほうが国民の御納得
を得られるのではないかと感じがむしろしない
いで、高級レストランで食ったら交際費ではない
のだという国と、ゴルフをしても交際費なんだと
いう国との違いがまことにきわ立って感じられ
ていることだけ申し上げておきたいと思いま
す。

時間があるもので、広告費の課税について、
これは現在も対象には国税としてはなっていない
わけですから、一つお伺いしたいのは、担税
力あるいは徴税事務の面で考えて、広告費課税と
いうのは一番問題が少ない費用の一つではないか

という気がします。にもかかわらず、長らく広告
費課税が課題になりながら、国税の対象になっ
てこなかった、この辺についてはどう考えればよ
うでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 広告費はしばしば交際
費と並んで議論されるわけですが、交際
費と最も違いますが、飲食にいたしても、
いろいろの先ほど御指摘のゴルフというようなこ
とにいたしても、その支出による利益がだれ
か個人に及ぶと、当該企業の関係者もしくは当該
企業と取引のある先方の関係者に飲食なり娯楽な
りを通じて何か得るものがあるわけでございます
が、広告費の場合には、まあ一般的に、それが知
らされるということだけであつて、だれか特定の
人にメリットが及ぶことがないというのが、広告
費と交際費の根本的に違う点でございます。

それから第二は、広告費に課税する場合に、企
業側から非常に異論が出てまいりますのは、たと
えば、例をあげて恐縮でございますが、化粧品な
ら化粧品というように、非常に広告費をよけい使
う企業の場合におきまして、ある化粧品業は、広
告宣伝を使って物の販売網の拡大をはかるが、他
方の企業は、広告をあまりしない、いわゆるセー
ルスマンを通じて各戸の家庭にまで宣伝に行つて
売る、つまり販売を促進するのに人件費を使つて
やる方法と、広告を使つてやる方法がある。その
の方法を選んでは宣伝をするか、売り込みをする
かということ、まあいわば各企業の選択ではな
いか。その各企業の選択であるはずのところ、
広告という媒体を通ずる場合に限って、何か特別
の納税を課するということについては、何か販売
政策に対する干渉になるのではないかと、いうこと
から、このいまの例で申しますと、化粧品業界の
競争関係に結果的に相当な介入を行なうことにな
るといふ点が、どうも広告費の課税についての難
点ではないかというふうに思うわけございま
す。

なおまた、広告費については、過大広告ある
は過当広告といいますが、非常に広告費をよけい

使い過ぎる企業があるではないか、よつてもつて
それが価格に織り込まれておもしろくないではな
いかという議論がございしますが、この過大広告、
過当広告の問題になりますと、これはやはり各種
の産業について一律にある程度の率で決めること
が非常にむずかしいわけでございますので、これ
は税法の分野ではできないことではないか、物を
売る場合にも、その商品の性質によって、広告費
がよけい要るものと、要らないものとございま
すので、率で定めるわけにはいかないかという
ような問題があるわけございまして、まだ他に
もございしますが、いま言ったような点から、どう
もなかなか、こまかく入つてまいりますと、いろ
いろ問題があるように思うわけでございます。

○栗林卓司君 いまお答えの中で、人件費で
セールスマンでなければ、人件費で売る場合と
広告で売る場合と、いわば売側の選択の問題な
んです。そう言われたんですけれども、確かに
なるほどそういう面もあると思えます。ところが、
実際に出かけて行って、セールスマンが奥さんい
かがですかといつて売る場合と、好むと好まざる
とにかかわらず新聞をあげたら入ってくる広告、
国民の心に与える影響というものは全く同じだろ
うかという、実はそこところが大きく違つて
くるんだと思えます。まあこれは、今後の研究課
題としてお考えいただいていいと思うんですけれ
ども、大臣に——これは国務大臣としての御質問
になるかもしれないけれどもお伺いしたいのは、
は、たとえば、広告というものは、たいへん資源を
浪費する多消費型の社会をつくることにずいぶん
役立つきたように思えます。これからの日本の
あるべき産業社会というものを求めていったとき
に、広告というのは野放しでいいんだらうか、抑
制という意味ではなくて、簡単に言えば紙そのも
のを含めて資源の多消費であることは事実です
し、専門家に言わせると、広告の効果というの
はお客さま、ユーザーの人たちの心のバランスを
破ることによって、消費意欲をわかつて商品を買

せる、なるほどそうだろうと思います。ただ、これが、それでもいいんだというにいて、まいりまうと、一億国民いつまでも満足感を味わえないということになります。そう言っても、大量消費社会だからやむを得ないとは言いが、野放しでほんとうにいいんだろか、広告とギャンブル税を一緒にするつもりは毛頭ありませんけれども、何らかの見方というのが必要ではないんだろか、別に外国の例を持ち出すわけではありませんけれども、スウェーデンでは御案内のように一九七一年に六%から一〇%の税を創設いたしましたし、イタリアでは一九五四年に四%から一二%を創設しております。事の適否は別にして、何らかの問題意識をそこに感じ始めてきたというところかもしれないと思うんですけれども、そんな意味で、いろいろ化粧品業界の競争関係に介入するという面があるとしても、広告費に対する課税という問題は、真剣に取り組むべき問題になってきたんではないんだろか、御見解があらましたら伺いたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 広告については、その広告を是なりとする論拠に立てば、消費者に選択の範囲を拡大してもらうと、そういう議論をだんだん伸ばしていけば、価格引き下げにも協力できるなど、こういう論拠にもなるわけです。ところが、やはり別の方面から見れば、まあ私は率直に言つて、日本は過大広告の国であると、私も個人的に考えます。いろいろの点から弊害が多い。これは物の乱費というだけじゃなくて、精神的にもあるいは都市、田園を通じての美観という点から申しまして過大であると思います。で、その過大広告の規制は、これは商工行政の指導なり、あるいは立法によって規制すべきものであると、そして、それに照応した税で補完をするという行き方が一番妥当ではないだろうかと考えます。したがって、そういう方向でこれからひとつ検討したいと考えております。

○渡辺武君 私、事業主報酬制度について質問をしたいと思ひます。

最初に伺いたいことは、この事業主報酬というのは一体何かという点であります。つまり、別のことばで言いますと、法人のこの役員に対する報酬のようなものか、それともまた、事業所得を生み出す経費としての事業主の勤務に対する給与もしくは事業主の勤務所得というふうなものかと考えていいの、どちらでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 今回御提案いたしております事業主報酬制度は、勤務に対して考慮するという趣旨は全くございまして、むしろ形式的に、個人企業が商法上の法人にならなくても、商法上の法人の場合と、個人、法人を通じて総合負担を同じくできるような制度にするということでございます。

○渡辺武君 それはわかつてるんですよ。だから、その事業主報酬というのは一体どういうものなのかということを知りたいのです。

○政府委員(高木文雄君) 法人にならなくても、事業主が觀念上自分の給与をきめたならば、その給与について給与所得控除制度が働くことになり、その残りのものが、法人所得とみなされて法人税金並みの扱いを受けます。こういう仕組みでございまして、これは給与には自分で自分の給与をきめるといふのはおかしいわけでございますので、徹底した意味での、本来の意味での給与にはなりませんが、税法上給与扱いをしますと、そこで、みなし給与所得というふうな考え方をとっておるわけでございます。そのこと自体は、それを給与として承認をしたというわけではなくて、給与と同じ税法上の扱いをいたしますということでございます。

○渡辺武君 そうすると、税法上の扱いとしては法人の役員に対する報酬というふうに見ているということですか。

○政府委員(高木文雄君) そのとおりでございます。

○渡辺武君 それでは次にもう一つ伺いたいのですが、税務署は、この過大報酬の場合ですね。いわば一方的な否認権を持っているわけですね。否

認された過大報酬については、これはもう修正申告もできないと、その年のうちにですね。それで、いわば自動的にこの二八%というきびしい税率が適用される、こういうことになっているのだと思ふのです。それで、これはまあちょっと一言でいへばお手打ち的な感じのする措置だと思ふのです。だから、納税者はこの点非常に不安に思っているんじゃないかと思うのですが、一体この過大報酬にならない範囲ですね。別のことばで言へば、適正報酬ということばでかき呼ぶとすれば、その適正報酬のこの基準というものはどういふところにあるんですか。

○政府委員(高木文雄君) 過大報酬の基準は政令で定めることになっておりますが、現在、法人については法人税法施行令六十九条というところ規定がございまして、この法人税法施行令の過大報酬の規定と全く同様の規定を、所得税の諸法令に入れて規定する予定をいたしております。

で、そのことの、ただいま御指摘のように、個人の事業主報酬について、過大報酬については一方的に否認をされるというお話がございまして、これは現在の法人の場合にも、過大報酬については修正申告というふうな機会がなく、否認というところで処理されております。で、今回の個人の事業主報酬制度は、商法上の法人にならなくても税法上は法人と全く同じ扱いにするという前提に立っておりますので、現行の法人税の場合と、これまた全く同じ形式をとるといふことにいたして案がつくられておるわけでございます。

○渡辺武君 どうも法律の条文をそのまま言われるものだから、よくわからぬのですがね。ここに大蔵省からいただいた資料で、「みなし法人課税」を選択した場合の課税の特例に関する細目」という資料があります。ここに「過大報酬額の意義」ということが書いてあって、過大報酬というものはどういふものかという内容が書いてあると思うのですが、これはその内容をちょっと御説明いただきたいと思うのです。

○政府委員(高木文雄君) 現行の先ほど申し上げました法人税法施行令六十九条におきまして、「内国法人が」その役員に対して支給した報酬の額が、当該役員がその職務内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給料の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らし、「相当であると認められる金額をこえる場合」といふふうな表現になっております。ただいま申し述べましたような趣旨で、職務の内容とか、他の同種企業とのバランスという点からいって、過大であるかどうかというこの判定が行なわれるということでございます。私どもの作成いたしました資料におきまして「過大報酬額の意義」というところに書いてあるのも、そういう趣旨でございます。

○渡辺武君 そうしますと、みなし法人課税を——これに書いてありますが、過大報酬額は、法人の場合と同様に、みなし法人課税を選択した者の事業の種類及び規模、収益の状況」云々と、こう書いてあるんですけれども、法人の場合だったら、これは同じような法人があつて、はかと比べれば大体わかるわけですが、いまは個人事業だ、しかし、法人並みに考えてみると、こういうことになるわけですね。そうすると、個人事業の場合ですね、事業の種類はこれはわかつて、事業の規模、それから、収益の状況、これは何で判断することになりますか。

○政府委員(高木文雄君) 事業の規模というのは、やはり売り上げの量であるとか、従業員の数であるとか、そういうことからくることになりましようし、収益の状況というのは、同じ八百屋さんなら八百屋さん、魚屋さんなら魚屋さんでありましても、規模、あるいは取り扱っている商品の種類、つまり、非常に一般的なものを扱っているか、収益率の高いような、いわば高級品のものを扱っているかというふうなことからいふことも違つてまいりましよう。お店の大きさだとか、あるいは使用人の数だけからは判定しきれないので、

る。それからまた、青色申告の中だつて、規模の小さい人たちは、これは非常に強い減税要求を持つてゐると思ふですね。そうして、その青色申告の中からも、零細な規模の人たちは、これはいわばわれわれが従来から主張しておりますような自家労賃、これと非常に似た要求をしております。これは主税局長御自身よく御存じだと思ふんですけれども、とにかく事業主の勤労所得というものを認めて、そうしてこれを経費として落として、これにももちろん所得税はかかりますが、その落とした後に、この事業所得に所得税をかけて、いわば合算したらいいじゃないかと、こういう要求が非常に強いと思ふんですね。なぜそういう制度をとらなかつたのか——いま伺いますと、比較的上層のはうだけがこれでは恩恵をこうむるということになつちゃうんじゃないでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 現在所得税では十種類の所得区分がございますが、その中の一つとして事業所得があるわけでございまして、その事業所得は、いわば資産と勤労との合体をして、こゝ然一体として得られる所得を事業所得とまあ呼んでおるわけでございます。

そこで、その事業所得について、ただいまの御指摘のように、一種の勤労性部分を分解をする、自家労賃を分解していくという前提でものを考えるという場合には、それで白青を通じて全部割り切るといふ考え方をとりますのであります。それは、現行所得税の考え方を基本的にやめてしまひまして、全体として事業所得概念をやめてしまつて、そしてそれを勤労部分と資産部分に分解をするといふ考え方に直すといふことであらうかと思ひます。それは、所得税としてはかなり基本的な問題でございまして、そういうお考えも各方面にあることは承知をいたしておりますが、その資産部分と勤労部分を完全に分解して所得税を組み立てるということではあります。これまた一つの研究課題ではございますが、緊急にはなかなか結論を出したい問題であらうかと思ひます。

今回の措置は、いろいろございまして事業主報酬制度御主張、これは事業主報酬制度の御主張というものは、ことばは一つの事業主報酬制度といふことではございますが、皆さんがお考えになつてゐることは、いろいろな種類に分かれておりますが、そのうちの、先ほど申しましたように、商法上の法人にならなくても、税法上法人扱いにせよといふ御主張を内容とした事業主報酬制度について一つのお答えを出したといふことではございまして、ただいま御指摘の面の事業主報酬制度の御主張については、いまもって今日まだ具体的にそれに対するお答えを出し得ないという状況にあるわけでございます。

○渡辺武君 私、その辺が非常に疑問なんです。かえつてこの事業主報酬制度なるものをとつて、みなし法人税をかける、実際現実は個人事業であるのに、法人であるかのように仮装して、商法上は個人事業なのに、税法上は法人だといふような形をとりますから、だから、まるで読めば読むほどこの法律はわけがわからぬ。これはカモノハシです。鳥だと思えば卵を産まない、形は鳥なのに胎生だと、こういうことになつてゐるんですね。これは、かえつて私は、これはいまの所得税体系を根本から混乱させてゐる、こう思ふんです。むしろ自家労賃制度をとつて、そして事業主の勤労所得については、これははつきり経費だといふこととして、所得税をかけていったほうがよっぽどすっきりしてゐる。どこで一体所得税法の根本に触れるのか。どうもその点がわからぬのですけれども、もう一回簡単に、どこが一体根本に触れるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 現在の所得税では、勤労性所得とその他の所得を区分してゐるところはどこにもないわけでございまして。給与所得控除といふ制度があるではないかと言われましますけれども、給与所得控除といたしまして、必要経費の概算控除といふことから出てきてゐるわけでございまして、サラリーマンは勤労性所得だから、給与所得控除は認められてゐるという形にはなつ

ていないわけでございまして、現在の所得税法は、どこを探しましても、勤労性所得とその他の所得と区分はしてないわけでございまして。で、所得税について、基本的に勤労性所得とその他の所得によつて何らかの区分をするといふ立て方も十分考えられ得るところでございまして、さうでありまゝ、現行所得税法を全面的に基本から改めまして、そういう組み立てにしなければならぬといふわけでございまして。

それから、何か事業主報酬制度といふのはややこしい、まやかしいといふですか、そういうものでないかといふ御指摘でございまして、そういう意味では、所得税法の基本とは合わないわけでございまして、さればこそ、所得税法を改正するといふことではなくて、一種の改訂論として、特別措置法として一つの中の一事項としてお示しをいたしましたのも、そういう所得税法の基本とは関係なく、一応政策として五年間やつてみたかどうかといふ形をとつてゐるのは、そういう意味でございまして。

○渡辺武君 同じように、政策的な考えで五年間やるというのだったら、こんな大混乱を生むような措置じゃなくて、しかも、上層のはうだけ有利で、下層のはうはあまり減税にならぬといふようなものでなくて、一番重税で苦しんでゐる零細企業、ここに恩恵があるような措置こそ講ずべきだと思ふんです。私もこれを計算してみまして、たとえば収入五百万円の人、これは事業所得で二百十万円の場合を考へてみて、この所得に対して四〇％を、これを事業主報酬にした場合、その場合に、今度の新しい措置によつて、納税する税額全体は三十六万八千九百円になるんですね。ところが、もしこういう事業主報酬制度にしないで、これを自家労賃で計算するといふことにしますと、十九万七千二百円の税金で済むんです。これは零細企業にとつて——これはたくさん人の例私ども計算してございまして、時間も、時間がないからあまり詳しく申しませんが、その一例をとつてみましても、自家労賃制度といふのは、

零細企業にとつては非常に有利であるといふことはこれは否定できない事実ですね。

で、重ねて申し上げますけれども、この間衆議院の大蔵委員会に参考人として呼ばれた北野さんという先生が「個人企業を法人企業と同じように純粋に一つの企業体と見た場合、事業主が企業体に対して提供した労働の対価といふものは、企業体のコストを構成するといふ考え方が成り立つ」といふふうに、学者の方もはつきりとこれは認めておられることなんですね。私はやっぱり大蔵省当局としてこの点にこそ断固として踏み切つたらどうかといふふうにおもひます。重ねてその意図がおありかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 所得税のたてまゝとして勤労性の所得と他の所得と区分してゐる計算のしかたを要するといふことにするといふ考え方はあり得る考え方であると思ひます。しかし、それは非常に現在の所得税法のものの基本、たてまゝとはスタートのところで違つてゐるわけでございまして、そういう考え方を採用するといふことにいたします場合は、所得税法の仕組みを全体として変えなければならぬと思ひます。そうかといつて、そういう考え方が全く成り立たないといふわけではなくて、何か勤労部分とその他の部分を分けて、そして税法を組み立てるといふ考え方、理論的には成り立ち得る考え方であるわけでございまして、いわばこれは、所得税の一つの非常に長期的な、恒久的な研究課題であると思つております。しかし、現行制度を前提にして、何か法人と個人とで税負担が総合的に違ふのを合わせるくふうはないかといふことから、今回の制度はスタートしたわけでございまして、ちょっとその制度、目的が違ひますところからこゝういふ形をとつたわけでございまして。

○渡辺武君 時間がきましたので二つ伺ひます。一つは、事業税との関係ですね、先ほどちょっとお話をいたしましたけれども、自治省のはうで、伺ひますと、事業税は、いままでどおり事業所得に

ついでかけると、こういうことを言っておられるようです。ところが、今度の措置では、その事業所得が二つに分かれちゃって、一つは、これは事業主報酬、これに所得税がかかる、そして残った部分については、これはみな法人所得として、わば法人税がかかる、単純化して言えばですね、そういう仕組みになっているんですね。で、なぜこんな混乱が出るのか、私はこれは地方自治体としても課税についていへんな混乱が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうような混乱が生み出されてくるところに、やはりこの事業主報酬制度というのが、これが合理的でないということをはっきりあらわす一つの指標があると思うんです。これが自家労働になれば、事は簡単です。だから、その点からしても、この自家労働制度にすべきじゃないか、また自治省として、この事業税についてどんなふうに混乱を避けようとしておられるのか、その点を伺いたいと思います。

それからもう一つ、これほどの混乱、税法上も私、やっぱりこれは所得税体系についての大きな混乱を持ち込んできていると思うんですよ。そういうことまであえてしてやる、なぜだろうかというのを考えざるを得ない。で、大蔵大臣に伺いたいんですけれども、こんな混乱をあえてして、おそろくこれはまだ帳簿をつけてない白色申告の人たちの、比較的上層の人たち、これにいわば減税という恩典を与えて帳簿をつけさせるということを目的としたものになってますね。何でこんな記帳を急がせるのか。私はこれは付加価値税制の予備的な措置じゃないか、付加価値税制導入のですね、そういう意図があらうの上でやったんじゃないかと思いますが、その点どうでしょう。

以上二点伺って終わります。

○国務大臣(愛知揆一君) 自治省からも御答弁があると思いますが、これは地方税としてどういうふうにかかってくるかは、必ずしも事業主報酬制度と、多少従来の扱い方よりは違つたところが出てきて、これは地方税の体系として別個の立場から考えていただいてしかるべきもの

だと思ひます。

それから第二の付加価値税の問題は、私どもとしては、付加価値税移行とか、前提とかいうことで事業主報酬制度を考えたのはございませぬ。いまさう御指摘を受けて、はあ、そういうお考えもあるかなというくらいで、これはもう率直なところでございませぬ。

事業主報酬制度については、たゞいまも主税局長からのお話を申し上げたように、いろいろと苦心の結果、こういうやり方をとることが、申し上げると長くなりませんが、一面においてはよくいまでも御説明しておりましたけれども、たとえば、同族法人というやうな、しかも、それの中小の規模のやうなところと同じやうな状況になりつつある、それとの比較考量というやうなことも一つの考え方ではございませぬ、またやはり一面においては、できるだけいろいろの機会に、企業体のあり方、小規模ながらやはりいゆる奥と店との経理を区分して、合理的な帳簿の整理をするということが望ましいとか、いろいろの点を考へてこういうことを考へついたわけだし、しかも、これは前回の委員会でも率直に申し上げたはずでございませぬけれども、時限立法にして、そして必要とあらば、また必要もできるかもしれませぬが、いろいろの御議論の上に立つて、さらに改善すべきところがあったらば積極的に改善をしてまいりたいと、そういう配慮が時限立法ということにいたしました配慮の中にもございませぬことを申し上げておきたいと思ひます。

○説明員(山崎英樹君) 個人の事業税についての御尋ねでございませぬが、個人の事業税といたしましては、事業に対して課する物税としての性格がございませぬので、必ずしも所得税と同一の課税方法をとらなければならぬとは限らないわけでございます。また、事業税には、すでに事業主の勤労部分を機率的に控除する事業主控除制度が設けられていて、この引き上げによる税負担の軽減をはかることにより、たゞして、事業主報酬制度をあらためて個人事業

業税に導入する必要はないというふうに考へておる次第でございませぬ。

○野末和彦君 租税特別措置について一、二お聞きしたいと思ひますけれども、その前に、前回の続きでもって、サラリーマンの減税のことですけれども、午前中もちょっと問題になりましたけれども、大蔵大臣は、前回私の質問に対して、必要経費といふものをいろいろ設けて考へるよりも、ほかの控除でもってそういうものはカバーして、結果的には実質減税になるやうに課税最低限を引き上げるといふ、そういう方向でサラリーマン減税を検討するといふふうにお答えになったと思ひます。そうかと思つて納得して、それ以前に、新聞に大々的に出ていたことは全部、いかげんだつた、必要経費を三〇%一律になんというのがあるから、必要なものはさうなことはまさかないだらうと思つたら、そんなことはないというので安心したんですが、またまた新聞に、幹事長の案として出まして、さつきそれも午前中問題になりましたけれども、三段階で必要経費を認めるというやつですね、こういうこと出るとどうもあてにしていけないか、どつちの発言に一体權威を認めていいのかわからなくなるんですが、大蔵大臣、あれもやっぱり幹事長が言つたことと、政府の方針とは全く關係のないことなんでしょうか、あの必要経費三段階控除という問題について。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申しましたやうに、そういう考へ方もあり得ると思ひますけれども、私としては、国会を通して責任者として申し上げておるわけではございませぬ、それは勤労階級、特に、私は、サラリーマンといふか国民、大衆的な所得税の軽減をはかりたいと、これを強調しているわけではございませぬ。したが、これを強調して、〇%控除であるとか、あるいは何百万円以上、一つのウェットを設けてそこにも一律控除をつくるというやうなことは、少なくとも税制上、またわれわれの考へていることは少し違ふといふことは申し上げて差しつかえないと思ひます。ただ、

とにかく個人を中心とする所得税の軽減をはかりたいといふことの意図の表明の中に、人によつて、まだ案が固まつておりませぬから、できるだけ大額の減税をしたいといふ中には、そういう考へ方もある。そして自民党といつても、個人の所得税の軽減をしたいといふ意図は基本的にわれわれとも合意をしていて、ございませぬから、その表明の方法、形式、あるいはその話が出ましたときの環境なども考へていただきますと、こちらは国会で公式に申し上げておるわけではございませぬ、そういう点については十分私が責任をとつてまいりたいと思ひます。

○野末和彦君 そうなると、大臣はこゝで責任とつて公式にはとにかく減税はするんだが、ああいう具体的な案に対しては責任とれないといふわけですね。だけれど、新聞にあらだけ出ますと、国民は、大臣はさう思つていて、減税したい、これは一致しているんだけれども、あつていふ必要経費の控除なんといふのは、こつちが考へてないんだと言われると、その大臣のことは、この委員会の中だけでは通用しますけれども、一般には、新聞なんかに出ないわけですよ。そうすると、ぼくらから考へれば、大蔵大臣は、結果としては責任のがれて、自民党が何でもできるやうな錯覚を国民に与えて、最後には、来年実現しない、こゝろ通る。そうすると、これ、大臣としても、この際、そういう適當なことを言う幹事長に対して正式に抗議するとか、何か責任のある態度を示さなければ、国民は全然これ、幾ら大臣がこゝで何をおっしゃつてもわからないんですよ。ぼくらも必要経費といふものを考へるといふ行き方はいいと思ひますが、あつていふ形になるか、何十%、何段階、これは問題ありますよ。しかし、少なくとも大臣は必要経費といふものは考へずに、ほかの控除でカバーするといふ、しかも減税しようといふ方向では一致しているが、内容が違ふと、これ、どうなんですか。大臣、もし責任をとるといふならば、幹事長に対して、まず、こういういいかげ

んなことを大々的に新聞に言う、その幹事長の姿勢あるいは態度に対して、ほうっておいていいと思いませんか。それとも、こちらで、それは間違いない、大蔵大臣としてはそこまで言っていないんだと正式に訂正するのが当然のことだ——どういうことなのでしょう、ぼくは訂正すべきだと思うんですが。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は、しかし、あくまで税制というものは、政府が順を追って検討して成案をつくって国会の御審議を経てこれが結論が出る、そしてどういふ扱われ方をするかというところはまた別として、何と申しましたも、ここが国権の最高の機関の場なのでございまして、こうして責任者がそう申しておるのでございまして、これは新聞に出ようが出なからうが、これは国会を通して国民に対しての責任のあることであると御理解をお願いしたいと思います。

それから、党といたしましては、党議をきめて、党の意見として公にいたしますのは、それぞれやはり正式の機関の議を経て公表すべきものである、そういう——先ほど申しましたけれども、環境の中で、あるいは手続を経て発表した公式の見解と私は思いません。しかし、御注意がございましたから、それらの点については、われわれも与党と政府との関係でございまして、十分御注意のよう、誤解の広がりないように善処いたしたいと思ひます。

○野末和彦君 結局、何かそれ聞いてみると、大臣も共犯みたいな感じがしますからね。片一方じゃいろんな調子のいいことを言つて、新聞なんかにも、首相もこの方針は支持しているからと、いかにも実現するようなことを新聞書いてありますからね、これは新聞記者の主観かもしれないけれども、そう言へば国民はそのまま信じますからね。大臣が黙つていて、国会でできるのがあたりまえだ、これは当然だと思ひます。大蔵大臣が税制改正に対して最高の責任を持つて、しかも、国会でそれを審議して初めてできるのはわかつていますが、いかにも自民党が、何でもできるんだという

形であらう誇大広告を出されまうと、ぼくは、大蔵大臣としても、いままでも黙つておられるのが、おかしいと思ひます。善処というものは、どういふふうにかきあつていふか知りませんけれども、とにかく善処をなさるべきから出ないよう、出る以上は責任を持てる範囲で出すべきだと、大蔵大臣もそういうふうにしていただきたいと思ひます。

で、次へきますけれども、租税特別措置ですけど、租税特別措置についての性格とか、このメリット、デメリット、いろいろあると思ひますけれども、特に、この期限がきまつていふやつですね、いまの事業主報酬の問題もそうだけれども、期限立法になつていふものは、基本的に政策目的が達せられたと判断したらすぐやめるべきと考えておられるのか、それとも、一応何年と限つた以上、一応その期間内はそのままにしておくべきと考えておられるのか、基本的な方針はどちらですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 期限をきめておりますものは、期限を守るのが原則であると思ひますが、同時に、前々から申し上げておりますように、期限が来たならば、これは既得権ではないんですから、十分洗い直して改廃すべきものである、それから、前例としては、期限をきめてあつても、その期限の到来前に改廃あるいは修正したものがあろうかと思ひますが、こまかい点はちよつと私も記憶がございせんが、たしかそういう前例もあると思ひます。

○野末和彦君 前例があると思ひますけれども、その場合は、当然政策目的も達せられて、こういう措置は必要ないと、去年で言えば輸出振興の關係でしたか、ありましたね。それと似たようなもので配当の分離課税ですか、あれについてもぼくはどうもおかしいと思ひますね。これ、一番最初にこの制度が設けられたときの一番大きな理由は何だったんですか。

○政府委員(高木文雄君) 現在の配当所得に対する源泉徴収制度は、四十五年の税制改正で採用さ

れたものでございまして。これは預金につきましても、そのときに源泉徴収制度が採用されて、五十年までの臨時の措置となつておりますが、その間源泉徴収の場合の税率が二〇から二五、二〇から二五というふうになることになつておりました、本年一月一日から二五になつたところでございます。で、その源泉徴収制度というのは、原則的にだんだん総合のほうに持っていくという前提で、従来から完全分離課税でございまして、四十年來、分離課税でございしたものを、源泉徴収制度を入れて、そうして総合に近づけようという方向でいま制度をそちらのほうへ近づけてつたところでございます。

○野末和彦君 そうしますと、これはいわゆる、この租税特別措置の設けられた政策目的ですね、これはいまの説明では十分出てなかつたと思ひますけれども、やはりあれですから、貯蓄奨励といふことも、その項目の中に入つていまして、これは株式市場育成とか、あるいは国民の貯蓄が資本市場に向かう誘導措置とか、そういうような目的が多かつたわけですか。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のとおりでありまして、預金については前から分離課税制度になつていふわけですが、預金といふことを通じて、産業に対して間接金融を行なうのと、それから、資本を増加して、そしてそれについての、配当についての税制上の考慮を加えることによつて、むしろ資本増加を奨励していくのと、いずれの道をとるべきかといふことが、いわば産業政策として非常に重要な問題でございまして、そこで、絶えず預金の扱いと、配当の扱いについては、相互にどうあるべきかといふことを検討しなければならぬわけでございます。で、預金については従来からいわゆる貯蓄奨励といふ分類で整理をいたしておりましたので、配当も同様の整理をいたしておりますが、単にそれは貯蓄奨励といふことだけで金調達方式をどうしていかうかといふことと関連ある問題であると思ひます。

なお、先ほど私の説明一カ所誤つておりました、この配当についての源泉徴収制度は四十五年から採用したように申しましたが、それは誤りでございまして、四十年からでございます。預金については源泉徴収制度になりましたのが四十五年からでございます。その点訂正をさせていただきます。

○野末和彦君 そうしますとね、まあこれは五十年まで、先ほどのお答えでは、期限がきまつていふものは、それまで一応守るのが原則だといふようなことありましたけれども、やっぱりもう目的が達せられたと判断したら、やめるものもあるし、またそれが当然税調の答申などにもあります租税特別措置に対する姿勢じゃないかと思ひますね。いまの主税局長のお答えを聞いていても、なぜ五十年までこれがこのままほうっておかれるのかちよつとわからないんですが、いまでもやはりあれですか、租税特別措置としてこれがなければならぬような事情なんですか、ちよつとその辺わからないのですよ。

○政府委員(高木文雄君) 先ほどちよつと触れましたように、源泉徴収の税率は四十八年、四十九年、五十年は二五でございまして。その前は、二年間二〇%であつたわけでございます。さらにその以前は一五%であつたわけでございます。税率がこう階段状にだんだん上がつていくことになりまして。階段状に上がつていきましたと、上積み税率二五%というのは、所得税としてはかなり高い税率でございまして、本来ならば、源泉徴収をしないで、むしろ総合申告をしたほうが有利な方がだんだん源泉徴収税率が高くなればなるほど多くなつてくるはずのものでございまして。そういう過程を通じて、なるべく多くの方に分離でなしに、総合のほうを選ばうが有利だといふ状況をときを追うてつくり出していかうかといふ仕組みになつていふわけでございます。でございまして、この制度は当初から、四十五年以來そういう階段状になつておりますから、階段状のところを途中で直すといふのは、いかがなものであらうかと思ひます。ところで、まあ五十年以降

どうするかという問題もあるわけですが、それらはまだ現在のところ、ちょっと予想的に申し上げにくいわけですが、その階段状である以上は、その階段状の登り上がるところまでは予定した制度でやらしていただくほうが制度の安定性としてよろしいのではないかと考えています。

○野末和彦 制度の安定性といわれますが、別にこれはあれでしょう、一部の人のしかこの適用は受けないわけで、いまのただだん総合課税のはうを選ばうに持つていくということでした。そうだったら、階段を途中でやめて、もういま総合のはうが得だぞと言って、これを廃止したていいと思うんですね。まあそれはほかの考えですけどもね。でも今後取引税が上がりましてね。そうすると、取引税を上げるときに、ここでは株式市場の担税力が上がったという話を、担税力が上がったからということが出ましたけども、この取引税を検討するときに、当然いまの配当の選別分離制というものが検討されたというふうな思ふんですが、やはりこれは税調でも、大蔵省内でも、五十年までは、さっきおっしゃったような理由ではうっておくというところで触れなかったのか、それとも一回、ここで途中だが洗い直してみようという動きがあったのか、どちらですか。

○政府委員(高木文雄君) 預金及び配当の源泉選別税率を現状のまま段階状にしておくということについては、率直に申しまして、今回の税制改正にあたりまして、税制調査でこれをやめるとかどうかというところで議論をしたことはございませう。御案内のように、現在上積み税率で二五%と申しますと、所得に直しますと、三百二十万円をこえたあたりから三百八十万円ぐらいのところを上積み税率二五%になっておりますから、株をお持ちの方、したがって、配当をお持ちの方で、もう大部分の方は源泉のはうを選ぶよりは、総合を選んだほうが有利な方が多くなっているはずでございます。残念ながら、しかしながら、どうもやっぱり総合申告するのはわずらわしいという

ことから、有利、不利に關係なく、不利であつても源泉のはうを選んでおられる方が非常に多い実情でございまして、で、漸次このことを、いろいろな機会を通じて多くの方に承知をしていただいて、源泉よりは、総合のはうが有利だということが株主の方々に知られるようになりまして、そういう総合の、したがって、申告の習慣が大勢の方についてきましたならば、またいろいろ制度を考え直す余地があるのだらうと思ひます。もう少し何にと総合を選択する方がふえることに全力をあげまして、その上で制度をどこへ安定させるか考えるべきであらうかと思ひます。

有価証券取引税については、若干株の譲渡所得の非課税問題との関連においてどう考えるべきかという関連が議論されましたが、この配当との關係は、有価証券取引税とはあまり直接には關係はないのではないかと、今回は御指摘の点は検討はいたしておけません。

○野末和彦 いままで聞くと、おかしんですがね。結局、株を持つている人は源泉よりも総合のほうが有利だということ、何も宣伝しなくたって、この制度を廃止して総合にしなさいと言つたらよほど早いわけですよ、実質的にも、なぜそんな回りくどいことを考えながらこれを存続していくかというのがちょっとわからないんですがね。これはどうなんでしょうかね。やはり階段状になっているからやめられないと、あるいは五十年までと定めてあるから、途中でいじけるとやはり制度上の安定性とか、そういうようなものが問題になるわけですね。それで残しているんだと思ひますが、しかし、逆に言えば、その株を持つている一部の人のために安定性を云々するよりも、これによる不公平感のほうが大きいわけでしょう。これはやっぱり、詳しくことは別として、この一部の資産階級に有利だし、有利な税制だといふようにして一般の大衆は受け取つて、これは、こういう不公平感による納税意欲の減退というか、こちらのほうがよっぽど大きいわけですよ。ですから、ぼくは、こういう国民の不信感

とか不公平感というものをまず除くほうが先であつて、これをこのまま五十年まで持つていて、結局株を持つていない人も、源泉より総合のほうが有利ですと、それをわかつてもらうんだなんて言つておられることがおかしいと思ひますがね。もし主税局長、そのために総合申告してもらふようにするんだと、それを事あるごとにPRしてというよりも、それはいいまうすやうに廃止すべきだと、そのほうが当然じゃないかと思ひます。

そこで、まあ時間がなくなつてしまつたけれども、ぼくは五十年までこれを置いておくことは、メリットはまずなくて、マイナス面のほうが大きいから、来年たまたまいろいろな租税特別措置を全面的に洗い直すということをお大臣も方針として打ち出されておりますから、これやはりもう一年前であつてもやめて、もうこういう資産階級を優遇するやうなものをやめたんだといつて、税制改正の姿勢をここできちっと示すほうが、いろいろな点で当然じゃないかと思ひます。ですから、来年やめるべきで、しかも来年これを検討しないで五十年までほうっておくと、やはり幾ら税調の答申に基づいて総理大臣はじめ大蔵大臣がいつも流動的改廃にとめるとか、あるいは既得権化しないようにとか、何かいつも同じことを繰り返してはいますが、それは結局は口先だけで、実質的な意味はないんじゃないかと、こう思ひます。どうでしょう、大臣、このいまの配当所得に關する源泉、それから分離、選別制というものに對して来年やめる、あるいはやめるべく検討するといふお考えありますか、それともやはり五十年まではほうとしますか、どちらですか。

○國務大臣(愛知揆一君) これはやはり五十年ということを決定し、かつ実行中ではございまして、原則的には五十年まで続けるべきものである、原則としては、そういうふうには考えますけれども、いろいろ四十九年度の税制については、いままでも基本的な点だけでございまして、申し上げている次第で、意欲的には相当のものをやりたいといふことを考えております。したがって、いろいろの

問題をあわせて検討したい。特に、この件だけに對して申し上げるわけではございません。いろいろの御意見を謙虚に伺つて対処してまいりたいと思ひます。

○委員(藤田正明君) 両案に對する本日の質疑は、この程度といたします。

○委員長(藤田正明君) 次に、入場税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。愛知大蔵大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、入場税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の現状に顧み、その負担の軽減をはかるため、入場税の減税を行なうほか、所要の規定の整備を行なうこととし、ここにこの法律案を提出した次第でございます。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、映画、演劇等の一般の興行場への入場について、入場料金が一定金額以下の場合の税率を引き下げることにしております。

すなわち、現行の入場税の税率は、催しものの種類や入場料金の高低にかかわらず、一律一〇%となつておりますが、映画については一人一回の入場料金が千円以下、演劇、演芸、音楽、スポーツ及び見せものについては一人一回の入場料金が二千円以下の場合の税率を五%に引き下げることにしております。

次に、入場税の非課税範囲について、その拡大を行なうこととしております。すなわち、国が企画して行なう一定の催しもの

については、国の芸術、文化行政の一環として行なわれるものであることを考慮して入場税を課さないこととする。教員の引率により団体で興行場へ入場する場合に入場税を課さないこととされている生徒、児童等の範囲に、学校の教育に準ずる教育を行なう施設の児童等を加えることとしております。

以上のほか、興行場経営者の事務負担を軽減するため、入場税の控除及び特別入場券の検印の制度を合理化する等所要の規定の整備を行なうこととしております。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態、課税物品の取引の状況等に即応するよう物品税負担の軽減合理化をはかることと、納税の手續を簡素化する等所要の規定の整備を行なうこととし、ここに物品税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、税率の引き下げ等につきましては、製造課税で四〇%の税率が適用されている大型モーターボート等の税率を三〇%に、小売り課税で二〇%の税率が適用されている貴石、貴金属製品等の税率を一五%に、それぞれ引き下げることとしたしております。

これにより、物品税の最高税率は、四〇%から三〇%に下がり、税率構造は、四〇%から五%までの六段階が三〇%から五%までの五段階に簡素化されることとなります。

また、ストーブ、レンジ、電気掃除機等につきましては、それらが手軽な家庭生活用品として広く使用されている実情にもかんがみ、その税率を現行の二〇%から一五%に引き下げることとする等の改正を行なうこととしております。

第二に、尺八、固型ラムネ、粉末ジュース、包丁研摩機、電気マツチ、パイプ、きせる、デッキゴルフ用具及びマツチ等につきまして、課税の廃止を行なうこととしております。

第三に、現行課税物品との負担の均衡をはかるという観点から、セパレート型ルームクーラー、電波調理器、磁気音声再生機用レコード、キャンピングカー及び貴金属メダル等につきまして、新規に課税を行なうこととしております。

なお、新規課税にあつては、必要に応じ暫定的に税率を軽減することにより、負担の激変を緩和することとしております。

第四に、販売業者証明書制度の創設、二以上の製造場を有する者に対する戻し入れ控除等の合理化、一定の小規模納税者に対する納税申告書の提出期限の特例、未納税、輸出免税等の手續の簡素化等所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上、入場税法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由と内容を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、両法律案は、いずれも本年三月三十一日まで成立するという前提のもとに提案いたしておりますが、衆議院での議決がおくれましたことに伴い、同院におきまして所要の修正をされておりますので、御報告いたします。

その概要は次のとおりであります。

まず、入場税法改正案につきましては、その施行日を「公布の日の翌日」と修正をされております。

次に、物品税法改正案につきましては、その施行日につき、入場税法改正案と同様の修正をされたほか、販売業者証明書を所持する者の確認等の規定を適用しない期間につき修正を加えられております。

○委員長(藤田正明君) 次に、補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

○政府委員(高木文雄君) 入場税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

第一に、税率の引き下げであります。現行の税率は、昭和三十七年に一律一〇%に引き下げられて以来今日に至つては、その税率を五%に引き下げるものとしております。ただ、どのように高額な入場料金のものも一様に軽減の対象とすることは適当でないと考え、高額な入場料金のものにつきましては、従来どおり一〇%の税率で課税することとしております。

この場合、映画の入場料金と演劇、音楽等のいわゆるなまもの入場料金との間にはかなりの格差があることを考慮しまして、映画は入場料金千円をこえるもの、演劇、音楽、音楽、スポーツ及び見せものは入場料金二千円をこえるものについて税率を据え置くこととしております。なお、競馬場、競輪場等のギャンブル場につきましては、税率を据え置くこととしております。

第二に、非課税範囲の拡大であります。従来から文化庁において文化の振興及び普及をはかるため芸術祭の公演等を実施してあります。現行法では、文化財保護法によつて助成の措置を講ぜられた伝統芸能などの催しものを行なう場合には非課税とされておりますが、今回、芸術祭の主催公演及び移動芸術祭の公演につきましては、伝統芸能以外のものでもあつても広く非課税となるよう措置し得ることとしております。

さらに、従来から教員の引率により学校の生徒、児童等が団体で興行場へ入場する場合に非課税としていたものでありますが、今回、この児童等の範囲に学校教育に準ずる教育を行なう施設の児童等を追加し、保育所及び幼稚園の児童等についても非課税とするよう措置し得ることとしております。

次に、物品税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。物品税法は昭和四十一年以来、基本的な見直しが行なわれておりませんので、最近における消費の実態等に即応するよう、税負担の軽減合理化と納税手續の簡素化を中心とする改正を行なうこととするものであります。

とするものであります。

第一に、税率の引き下げ等につきまして、ただいま、大臣から御説明申し上げましたが、そのうち特にモーターボート、ヨットの税率改正について御説明いたします。従来大型四〇%、小型一〇%の二つの区分でありましたが、今回新たに中型の区分を設け、大型三〇%、中型一五%、小型一〇%に改めることとしております。

第二に、課税廃止物品のうち特にマツチにつきましては、ささいな家庭用品であることを考慮して、今回、課税を廃止することとしております。ただし、中小企業団体の組織に関する法律に基づき商工組合の調整事業の運用に関連して、廃止の時期を昭和四十九年九月一日からといたしております。

第三に、新規課税の対象となる物品としては、現行課税物品と競合する物品で、これに課税しないまま放置すると現行課税物品との間に負担のバランスを失ふこととなるものを中心に考慮いたしました。たとえばセパレート型ルームクーラーはウインド型ルームクーラーとの関連を、電波調理器はレンジ、天火との関連を、磁気音声再生機用レコードは蓄音機用レコードとの関連を考慮して新たに課税を行なうこととしたものであります。

第四に、納税手續の簡素化等の規定の整備のうち、貴石、貴金属製品類の販売業者証明書制度は、すでに最近数カ年にわたり事実上実施している方式を、今回、法制化するものであります。また、最近における製造場の分散広域化の傾向に対処するため、二以上の製造場を有する者に対する戻し入れ控除等の合理化、小規模納税者の納税手續の簡素化のための納税申告書の三カ月分取りまとめ提出制度の新設等の措置は、いずれもかねてより業界から要望がある物品税事務負担の緩和をはかるためのものであります。

以上、入場税法の一部を改正する法律案外一法律案の提案理由を補足して説明いたしました次第でございます。

○委員長(藤田正明君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(藤田正明君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、以上、四案審査のため、次回十九日の委員会において、参考人として、税制調査会会長東畑精一君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

次回は、十九日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十三分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願(第一二二二号)(第一二二三号)(第一二二四号)(第一二二五号)(第一二二六号)(第一二二七号)(第一二二八号)
一、子ども劇場(おやこ劇場)の入場税非課税のための税法改正に関する請願(第一二四五号)
一、国民金融公庫の定員増加等に関する請願(第一二五三号)(第一二六九号)

第一二二二号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都渋谷区上原二〇ノ二二
知崎恭子外五名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二三号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都目黒区本町三ノ一三ノ一二
広坂ミツ子外四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二四号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都品川区小山台二ノ七ノ三
斎藤久夫外四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二五号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都品川区小山台二ノ五ノ二三
峰友寮内 石原光朗外四名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二六号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都品川区小山台二ノ七ノ三
森屋和美外四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二七号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都品川区小山台二ノ七ノ三
菊池文彦外四名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二八号 昭和四十八年三月三十日受理
音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都練馬区下石神井一ノ四二六
宮武ノリエ外四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七七二号と同じである。

第一二二九号 昭和四十八年三月三十日受理
子ども劇場(おやこ劇場)の入場税非課税のための税法改正に関する請願
請願者 神奈川県相模原市光が丘一ノ九ノ五
寺島節徳外三百四十名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第一二五三号 昭和四十八年三月三十一日受理
国民金融公庫の定員増加等に関する請願
請願者 札幌市南区藤野一六〇 石塚君江
外百九十九名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一二六九号 昭和四十八年四月三日受理
国民金融公庫の定員増加等に関する請願
請願者 山口県下関市彦島大字大山瀬二、
〇四三ノ一 飯田梅治外二百七名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、入場税の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十四日)
一、物品税法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十七日)

入場税法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

については、適用しない。

昭和四十八年五月七日印刷

昭和四十八年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局